

**平成 2 9 年度東京都税制調査会
第 2 回 小委員会**

[地方消費税の清算基準に関する資料]

平成 2 9 年 7 月 6 日

「1 地方消費税の清算基準」 目次

資料名	頁
地方消費税の概要	1
主要税目（地方税）の税収の推移	2
人口一人当たりの税収額の指数（平成27年度決算額）	3
平成28年度東京都税制調査会答申（地方消費税に係る基本的な考え方抜粋）	4
消費税（国・地方）の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算	5
地方消費税率引上げ（社会保障財源化）に伴う対応	6
地方消費税の清算基準の見直し（平成27年度改正・平成29年度改正）	7
平成29年度与党税制改正大綱と全国知事会のコメント	8
地方消費税の清算基準の見直しに係る意見（東京都、東京都税制調査会）	9
地方消費税の清算基準に係る各指標の都道府県別シェア	10
人口一人当たりの地方消費税収、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の都道府県別指数	11
平成27年度改正前の清算基準の考え方	12
地方消費税の課税ベースと統計データの関係（イメージ）	13
地方消費税の清算基準に用いる商業統計調査の小売業の分類	14
地方消費税の清算基準に用いる経済センサス活動調査の産業の分類	15
消費税の軽減税率制度の概要	16

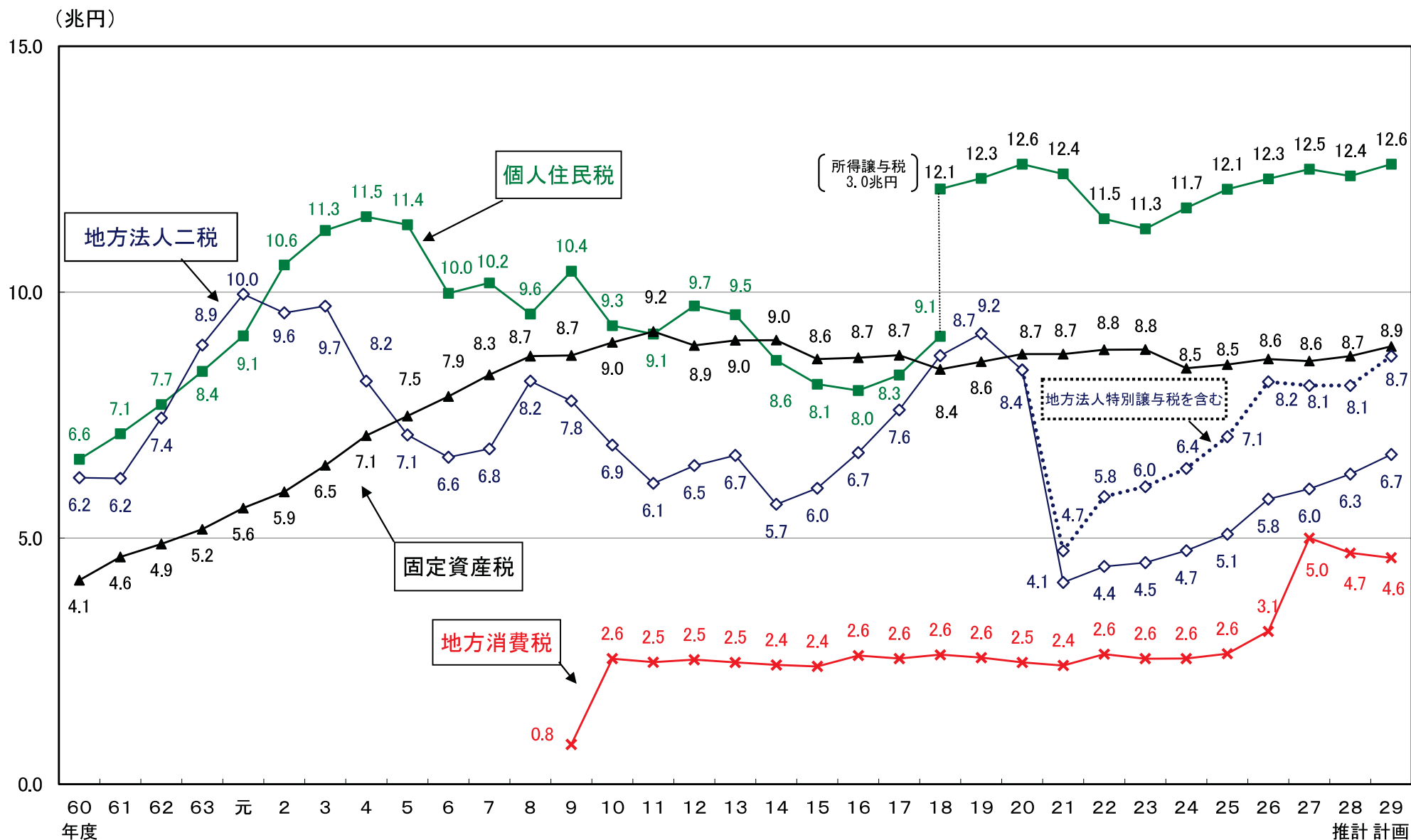
「1 地方消費税の清算基準」 目次

資料名	頁
地方消費税の清算基準の見直しに係る主な論点①～②	17
参考資料	
平成27年度税制改正において除外された業種の「サービス業対個人事業収入額」（人口一人当たり指数）	19
平成29年度税制改正において除外された販売形態の「小売年間販売額」（人口一人当たり指数）	20
他県が除外すべきと主張している業種の「サービス業対個人事業収入額」（人口一人当たり指数）①～②	21
他県が除外すべきと主張している販売形態の「小売年間販売額」（人口一人当たり指数）	23
他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」（人口一人当たり指数）①～⑨	24

地方消費税の概要

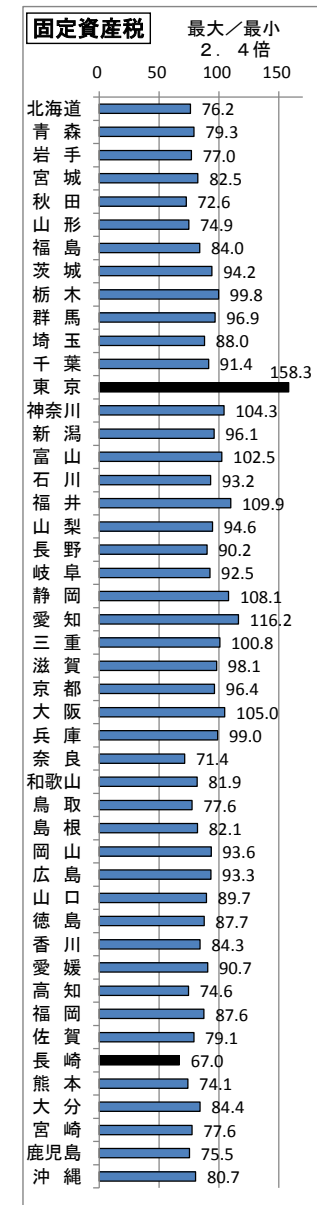
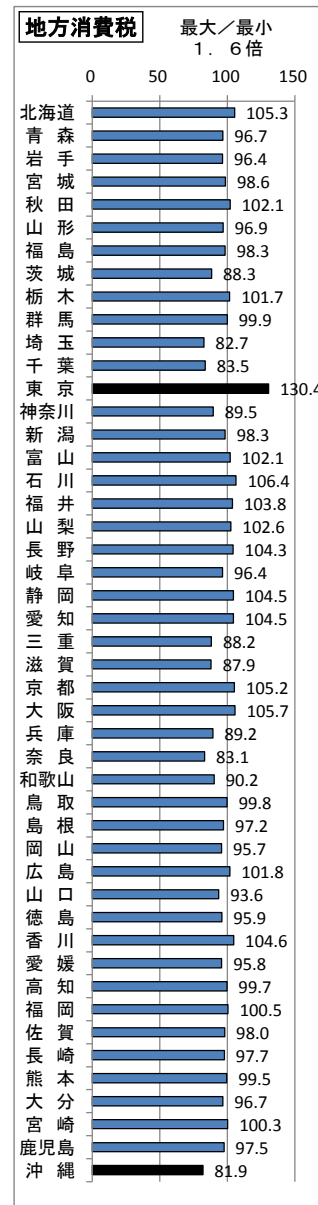
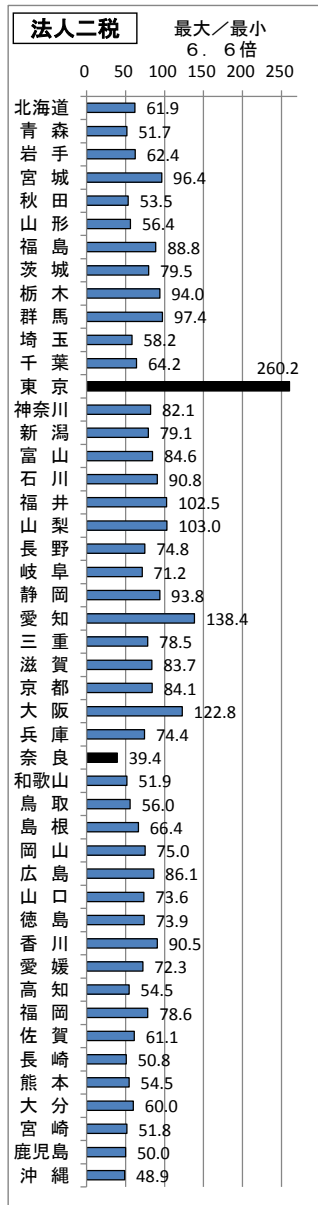
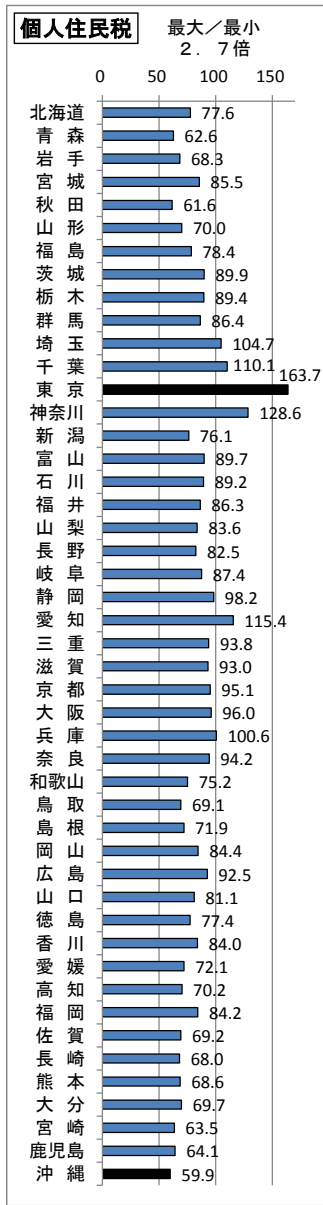
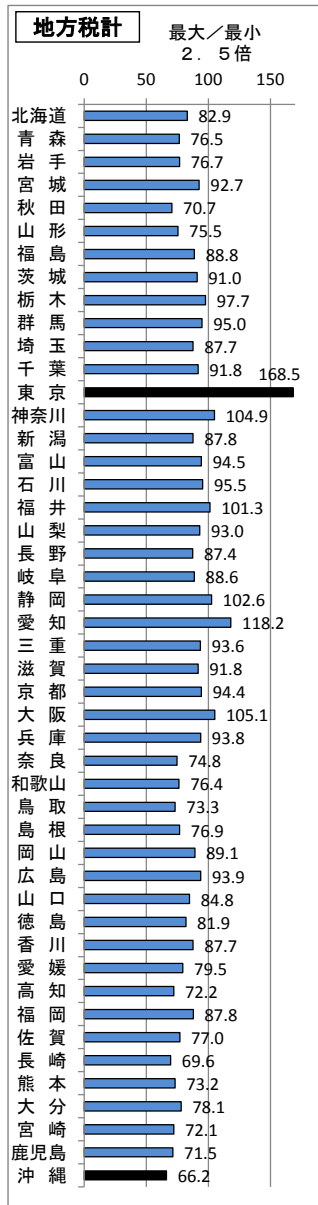
項目	内 容		
1. 課税主体	都道府県		
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者		
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付		
4. 課税標準	消費税額		
5. 税 率	現行	63分の17(消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8%	
	平成31年10月～	78分の22(消費税率換算 2.2%) 10%	
	<軽減税率対象>	78分の22(消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%	
6. 税 収	49,742億円(平成27年度決算額) ※平成29年度地方財政計画額: 45,993億円		
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)		
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算		
		指 標	ウェイト(H29～)
	①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額		75%
	③「人口(国勢調査)」		17.5%
④「従業者数(経済センサス基礎調査)」		7.5%	
9.	交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付	
	交 付 基 準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査) 1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
10.	沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 税率78分の22(消費税率換算2.2%)への引上げ時期については、平成27年10月から平成29年4月、更に 平成31年10月へと延期されている	

主要税目(地方税)の税収の推移



人口一人当たりの税収額の指数（平成27年度決算額）

全国平均=100



注1 「平成29年度 地方税に関する参考計数資料」（総務省）より作成。

注2 都道府県の指数のうち、最高値と最低値を黒色で表示。

注3 数値は全国平均を100とした場合の指数で、算定に用いた人口は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

注4 各税収額には超過課税分を含む。

注5 個人住民税の税収額は、道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額）及び市町村民税の合計額である。法人二税の税収額は、道府県民税、市町村民税及び法人事業税の合計額である。固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

II 税制改革の方向性

2 地方消費税

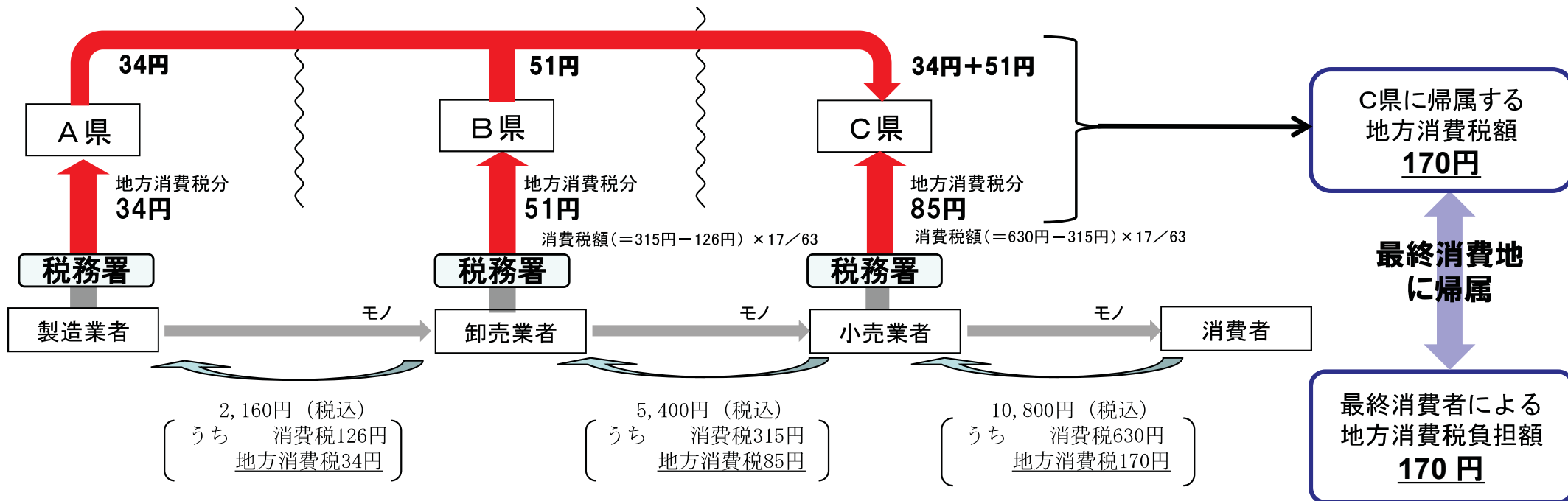
(1) 基本的な考え方

- ・ 平成28年度地方財政計画における地方消費税収は約4.9兆円であり、道府県税込総額の約26.8%を占めている。また、税込総額の2分の1は区市町村に交付されている。地方消費税は、都道府県の基幹税であるとともに、区市町村の重要な財源となっている。
- ・ 平成26年4月より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税の税率は1%から1.7%(消費税率換算)となった。これに伴い、平成28年度の地方消費税収は、税率引上げ前の平成25年度と比較すると約2.2兆円の増、道府県税込総額に占める割合は、約18.4%から約26.8%へ8.4ポイントの増となる見込みである。また、地方消費税収は地方税込総額の約12.5%を占めており、個人住民税や固定資産税と同様に、地方税込総額の根幹をなす税目としてますます重要なものとなっている。
- ・ 地方消費税は、消費一般に負担を求めることから、勤労世代など特定の者へ負担が偏らず、広く社会の構成員がその消費支出に応じて負担を分かち合うことにより世代間の公平を確保することができる税である。さらに、個人住民税や固定資産税より地域間の偏在が小さい上、所得や収益等を課税標準とする税と比較して景気変動の影響を受けにくく税収が安定的であるなど、地方自治体の運営を支える自主財源としてふさわしい税の一つである。

消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

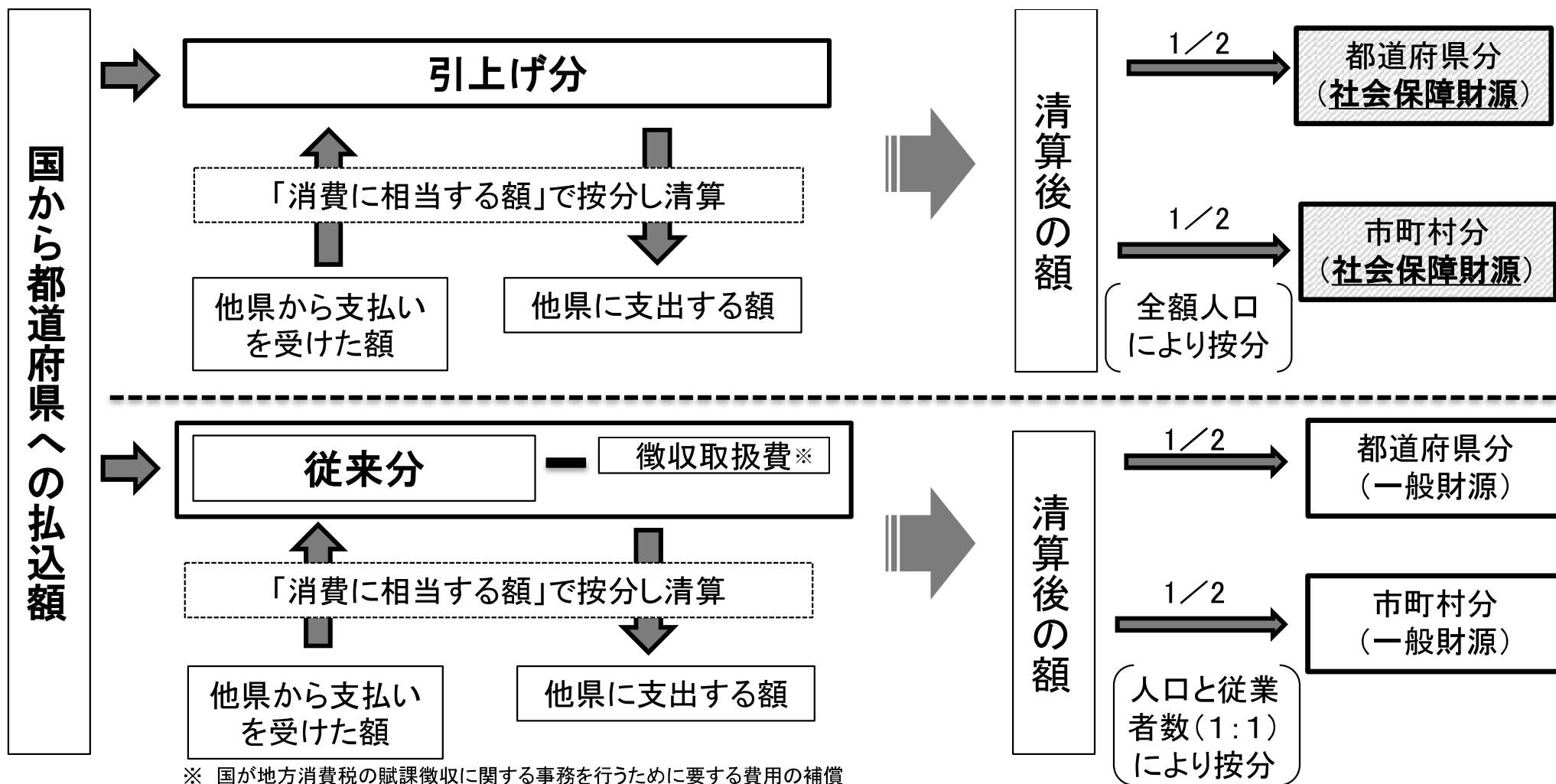
- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税金の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税金を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



注 総務省「第1回 地方消費税に関する検討会」(平成29年4月25日)会議資料より抜粋。

地方消費税税率引き上げ(社会保障財源化)に伴う対応



※ 国が地方消費税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用の補償

【参考】地方税法（市町村についても第2項に同様の規定あり）

（地方消費税の用途）
 第72条の116 道府県は、(略)【地方消費税の引き上げ分】を、消費税法第一条第二項に規定する経費【制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費】その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。(略))に要する経費に充てるものとする。

消費税(国・地方)	5%段階	8%段階	10%段階
地方消費税 (消費税率換算※)	1%	1.7%	2.2%
うち引上げ分	-	0.7%	1.2%
うち従来分	1%	1%	1%

※軽減税率適用時を除く。

注1 総務省「第1回 地方消費税に関する検討会」(平成29年4月25日)会議資料より抜粋。

2 「引上げ分」とは、社会保障・税一体改革によって引き上げられた地方消費税を指す。

3 「従来分」とは、引き上げ前から存在する地方消費税(1%分)を指す。

地方消費税の清算基準の見直し(平成27年度改正・平成29年度改正)

○平成27年度改正

- ①サービス業に係る統計について、平成24年経済センサス活動調査に基づく調査に置き換えるとともに、事業者の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を除外する。
- ②人口及び従業者数を用いる割合について、人口・従業者数ともに12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

《改正前》

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （サービス業基本調査）」 の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	12.5%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	12.5%

《改正後》

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （経済センサス活動調査）」 の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	15%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%

【除外された業種】

- 「サービス関連産業B」のうち
 - ・「情報通信業」
 - ・「土地売買業」
 - ・「土地賃貸業」
 - ・「貸家業、貸間業」
 - ・「旅行業」
 - ・「競輪・競馬等の競走場、競技団」
- 「医療、福祉」のうち
 - ・「社会保険事業団体」

○平成29年度改正

- ①平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
- ②人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

《改正前》

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス 活動調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	15%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%

《改正後》

ウェイト
75%
17.5%
7.5%

【除外された販売形態】

- 通信・カタログ販売
- インターネット販売

注 総務省「地方消費税に関する検討会」第1回資料(平成29年4月25日)より作成。

平成29年度与党税制改正大綱と全国知事会のコメント

○平成29年度税制改正大綱(平成28年12月8日自由民主党・公明党)(抄)

第三 検討事項

14 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

○平成29年度税制改正後の全国知事会のコメント(平成28年12月8日)(抜粋)

■地方消費税の清算基準の見直しについて

地方消費税の清算基準の見直しについて、平成26年度商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外するとされたこと、併せて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を(17.5%(現行15%)、7.5%(現行10%))に変更するとされたことは、清算基準の見直しにあたっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきとしてきた全国知事会の提言に沿ったものであり、評価する。

なお、平成30年度税制改正に向けて、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討するとされており、引き続き、地方の意見を踏まえ、より適切な清算基準について検討していただきたい。

注 総務省「地方消費税に関する検討会」第1回資料(平成29年4月25日)より作成。

地方消費税の清算基準の見直しに係る意見(東京都、東京都税制調査会)

○平成30年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求(平成29年6月)(抜粋)

地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化(提案要求先 総務省)

〈現状・課題〉

統計により把握できない部分を補うために用いられる指標にすぎない人口の比率を殊更に引き上げることは、大都市から地方への税収移転を意図しているものと考えられるが、こうした見直しは、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱するばかりでなく、地方の自主財源である地方消費税の譲与税化とも捉えられ、地方分権の流れに大きく逆行するものである。

〈具体的要求内容〉

- (1) 清算基準について、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政調整を目的として、消費代替指標である人口の比率を引き上げるなど、不合理な見直しは行わないこと。

○平成28年度東京都税制調査会答申(平成28年10月)(抜粋)

II 税制改革の方向性

2 地方消費税

(財政調整を目的とする清算基準の見直し)

- ・平成27年度税制改正において、「サービス業対個人事業収入額」の対象統計を「サービス業基本調査」から「経済センサス活動調査」の統計値に置き換えるとともに、人口は8分の1から8分の1.2に引き上げ、従業者数は8分の1から8分の0.8に引き下げられた。これは、「経済センサス活動調査」によってサービスに係る統計カバー率が上昇することを踏まえ、主にサービス供給地で消費されるサービスの代替指標と考えられてきた「従業者数」の比率を下げ、「人口」の比率を高める見直しを行った結果であるとされている。しかし、「従業者数」と「人口」のそれぞれの増減の割合がどのような算定根拠に基づき妥当と判断されたのかは明らかではない。
- ・地方消費税の清算基準のあり方については、目的に沿ったよりの確な基準、消費という課税ベースに応じた基準という原則に則った観点から、十分に分析し議論していくことが不可欠である。「人口」の割合をさらに高める方向で見直すべきとの主張もあるが、清算基準はあくまでも税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、都道府県間の財政調整のために用いるべきではない。

地方消費税の清算基準に係る各指標の都道府県別シェア

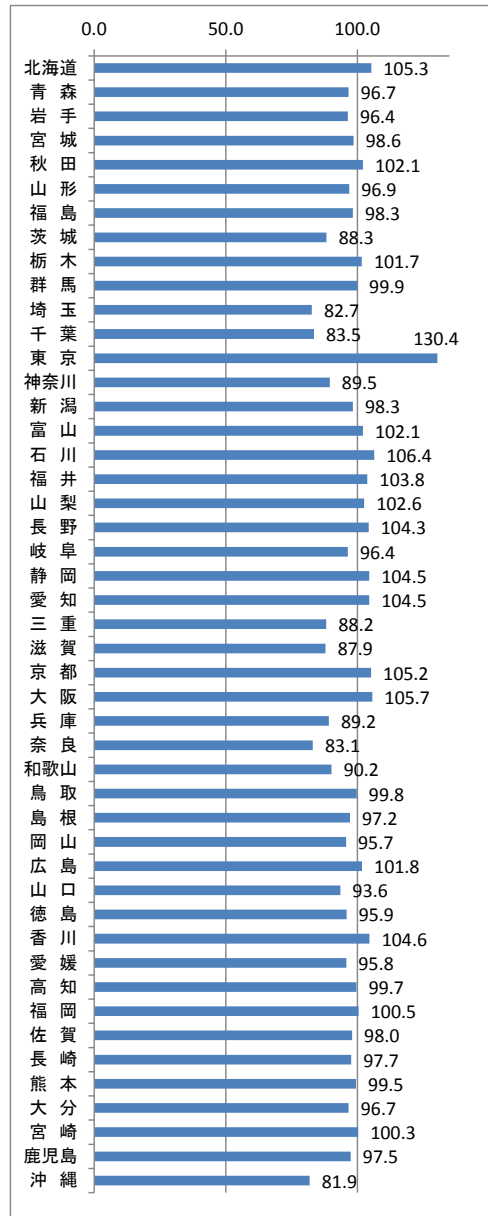
全国合計=100%



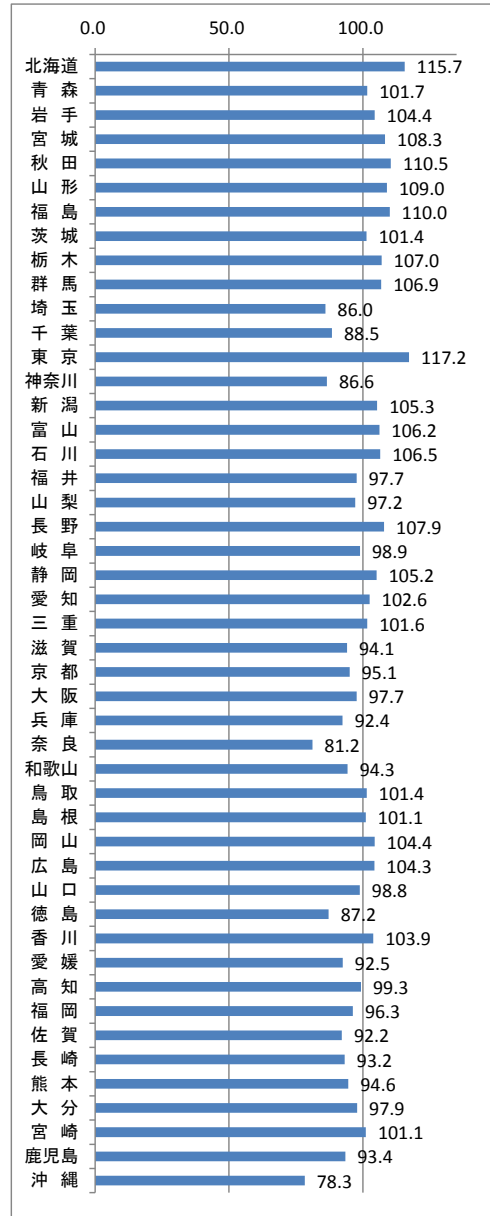
注 平成29年度第Ⅰ期以降の基準であり、「小売年間販売額」は平成26年商業統計調査、「サービス業対個人事業収入額」は平成24年経済センサス活動調査、「都道府県人口」は平成27年国勢調査、「都道府県従業者数」は平成26年経済センサス基礎調査により作成。

人口一人当たりの地方消費税収、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の都道府県別指数

地方消費税額

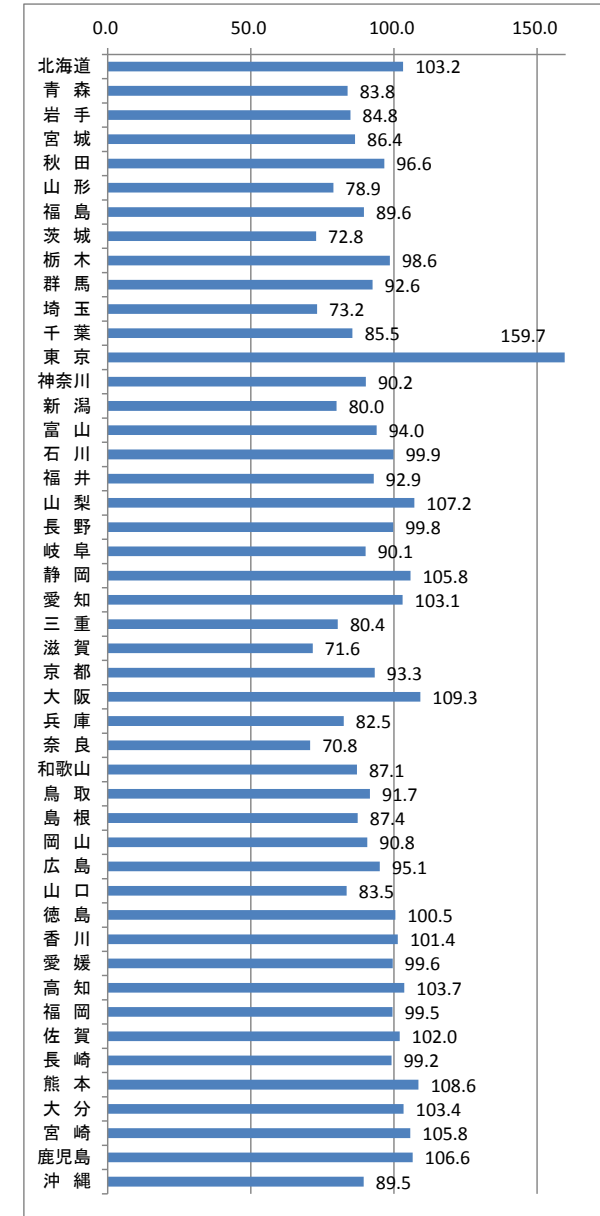


小売年間販売額



サービス業対個人事業収入額

全国平均=100



注 平成29年度第1期以降の基準であり、「地方消費税額」は「平成29年度地方税に関する参考計数資料」(総務省)における平成27年度決算額、「小売年間販売額」は平成26年商業統計調査、「サービス業対個人事業収入額」は平成24年経済センサス活動調査の各値を、平成27年国勢調査の人口で除して得た額を指数として作成。

平成27年度改正前の清算基準の考え方

○清算基準に係る6／8(75%)部分の考え方

		国民経済計算の最終消費支出			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$	=	159.1兆円
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$	=	43.2兆円
					【指定統計で把握できる消費】計 202.3兆円
					<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度消費税込(決算額) 7.0兆円 ① ・平成6年度消費税込(補正予算) 7.2兆円 ② ・中小特例 0.6兆円 ③
					$(\text{①}+\text{②}) / 2 + \text{③} \div 3 / 103 = \underline{264.4\text{兆円}}$
					【消費税の課税ベース】
					指定統計で把握できる消費 202.3兆円
					消費税の課税ベース 264.4兆円
					$\frac{202.3\text{兆円}}{264.4\text{兆円}} = 76.5\%$
					$\approx \boxed{75\%}$

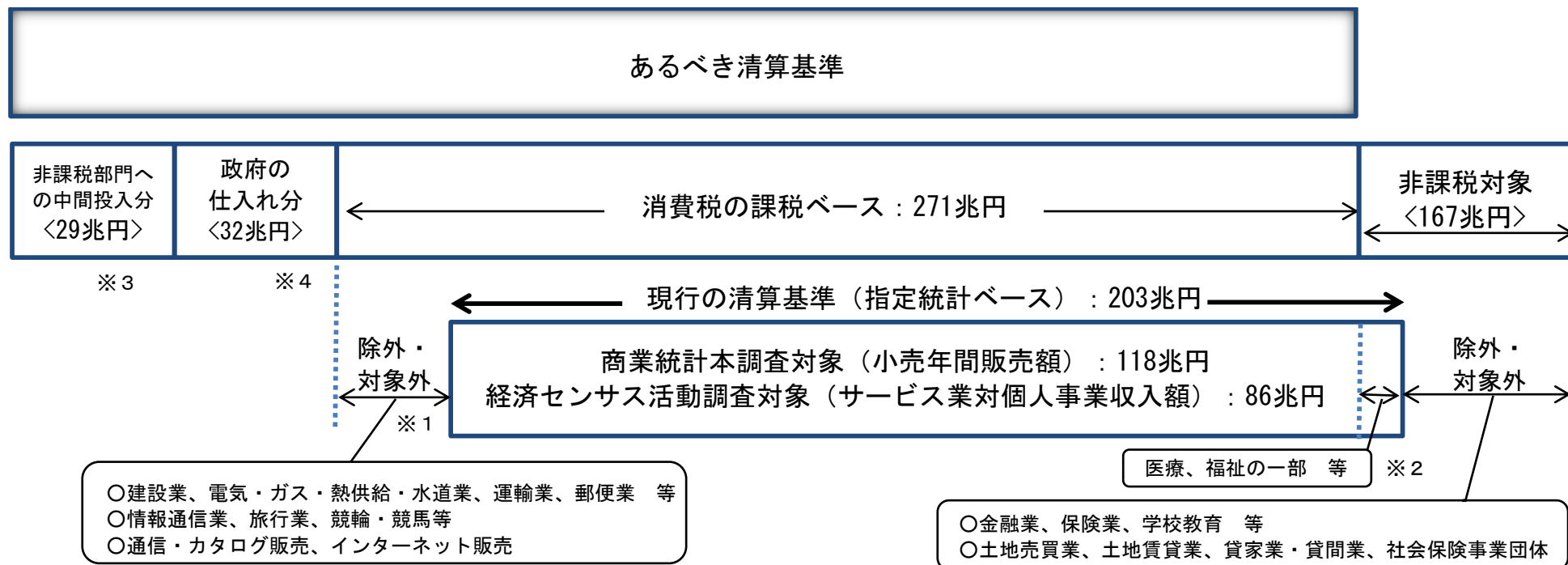
○清算基準に係る2／8(25%)部分の考え方

商業統計やサービス業基本調査では都道府県ごとの小売年間販売額又はサービス業対個人事業収入額が把握できない部分(2／8部分)については、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「人口」及び「従業者数」により代替することとした。

なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県分は人口：従業者数＝1：3により按分、対市町村分は人口：従業者＝1：1により按分することとされていた。

注 総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会」第9回会合資料(平成25年7月2日)より作成。

地方消費税の課税ベースと統計データの関係(イメージ)



【現行の清算基準の課題】

- 「経済センサス活動調査」では、最終消費地が都道府県別に反映されず、統計対象から除外・対象外とされている業種がある (※1)
- 消費税には非課税とされる取引があるが、「経済センサス活動調査」には、当該非課税取引分まで含まれている (※2)
- 非課税取引を行った事業者自身は、仕入れの段階で消費税分を含んだ額を支払っており、その額は仕入れ税額控除の対象とならないため、最終的な消費税の負担者である。こうした事業者による「非課税部門への中間投入分」についても、清算基準に含める必要がある (※3)
- 政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において、最終的な消費税の負担者であり、こうした「政府の仕入れ分」についても清算基準に含める必要がある (※4)

注1 総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会」第9回会合資料(平成25年7月2日)等により作成。

2 「消費税の課税ベース」の金額は、平成29年度地方財政計画の地方消費税収入見込額(4兆5,993億円)に100/1.7を乗じて推計。

3 「現行の清算基準(指定統計ベース)」「商業統計本調査対象(小売年間販売額)」「経済センサス活動調査対象(サービス業対個人事業収入額)」の各金額は、平成29年度第I期における基準。

4 「非課税部門への中間投入分」「政府の仕入れ分」「非課税対象」の各金額(カッコ書き)は、「地方消費税の充実にに向けた諸問題に関する研究報告書」(平成22年1月財団法人地方自治情報センター)による平成17年産業連関表を用いた分析結果として、注1の資料に掲載されたものであり、参考として掲載。

5 表示単位未満四捨五入のため、合計は内訳に一致しない。

地方消費税の清算基準に用いる商業統計調査の小売業の分類

(単位:百万円)

部門	中分類	小分類	小売年間販売額
卸売業		(略)	2,493,266
小売業	56 各種商品小売業	561 百貨店, 総合スーパー	10,936,423
		569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	579,232
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業	472,221
		572 男子服小売業	1,163,731
		573 婦人・子供服小売業	4,061,912
		574 靴・履物小売業	638,799
		579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	1,982,684
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業	14,823,404
		582 野菜・果実小売業	842,921
		583 食肉小売業	554,912
		584 鮮魚小売業	568,449
		585 酒小売業	1,328,824
		586 菓子・パン小売業	1,806,052
		589 その他の飲食料品小売業	12,074,110
		59 機械器具小売業	591 自動車小売業
	592 自転車小売業		183,457
	593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)		7,933,492
	60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業	1,129,184
		602 じゅう器小売業	367,759
		603 医薬品・化粧品小売業	9,932,704
		604 農耕用品小売業	1,566,243
		605 燃料小売業	13,140,162
		606 書籍・文房具小売業	2,745,220
		607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	1,920,399
		608 写真機・時計・眼鏡小売業	930,638
		609 他に分類されない小売業	7,530,536
		61 無店舗小売業	611 通信販売・訪問販売小売業
612 自動販売機による小売業	885,522		
619 その他の無店舗小売業	757,444		

小売年間販売額計 123,248,875 ①

【清算基準から除外する額】

販売形態	年間商品販売額
通信・カタログ販売	3,161,967
インターネット販売	2,497,295

除外額計 5,659,262 ②

地方消費税の清算基準に利用する
小売年間販売額
: ① - ② = 117,589,615

- 注1 平成26年商業統計調査により作成。
注2 表示単位未満四捨五入のため合計等は内訳に一致しない場合がある。

地方消費税の清算基準に用いる経済センサス活動調査の産業の分類

【サービス関連産業B】

大分類	対個人事業 収入額	
中分類		
K 不動産業, 物品賃貸業	13,238,002	
68 不動産取引業	6,412,067	※1
69 不動産賃貸業・管理業	6,135,041	※2
70 物品賃貸業	690,893	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,609,430	
71 学術・開発研究機関	17,083	
72 専門サービス業(他に分類されないもの)	819,309	
73 広告業	79,393	
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	693,645	
M 宿泊業, 飲食サービス業	14,650,746	
75 宿泊業	3,117,965	
76 飲食店	10,738,455	
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	794,325	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	31,951,491	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	2,819,663	
79 その他の生活関連サービス業	6,288,234	※3
80 娯楽業	22,843,594	※4
O 教育, 学習支援業(注2)	2,224,856	
82 その他の教育, 学習支援業	2,224,856	
R サービス業(他に分類されないもの)(注3)	2,078,640	
88 廃棄物処理業	307,633	
89 自動車整備業	864,566	
90 機械等修理業(別掲を除く)	172,759	
91 職業紹介・労働者派遣業	129,353	
92 その他の事業サービス業	559,899	
95 その他のサービス業	44,429	

対個人事業収入額計 65,753,165 ①

【医療、福祉】

(単位：百万円)

大分類	対個人事業 収入額	
中分類	【参考】小分類	
P 医療, 福祉	34,705,002	
83 医療業	25,555,009	831 病院 832 一般診療所 833 歯科診療所 834 助産・看護業 835 療術業 836 医療に附帯するサービス業
84 保健衛生	48,944	842 健康相談施設 849 その他の保健衛生
85 社会保険・社会福祉・介護事業	9,101,049	851 社会保険事業団体 853 児童福祉事業 854 老人福祉・介護事業 855 障害者福祉事業 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業

対個人事業収入額計 34,705,002 ②

【清算基準から除外する額】

※1	6812 土地売買業	1,928,403
※2	6912 土地賃貸業	52,739
※2	692 貸家業、貸間業	3,526,862
※3	791 旅行業	4,081,383
※4	803 競輪・競馬等の競走場、競技団	1,670,715
※5	851 社会保険事業団体	3,587,940

除外額計 14,848,042 ③

地方消費税の清算基準に利用
する対個人事業収入額

: ①+②-③=85,610,125

注1 平成24年経済センサス活動調査により作成。

2 「81 学校教育」を除く。

3 「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」を除く。

4 「90 機械等修理業(別掲を除く)」の除く業種は、
産業分類一覧に掲載されている。

消費税の軽減税率制度の概要

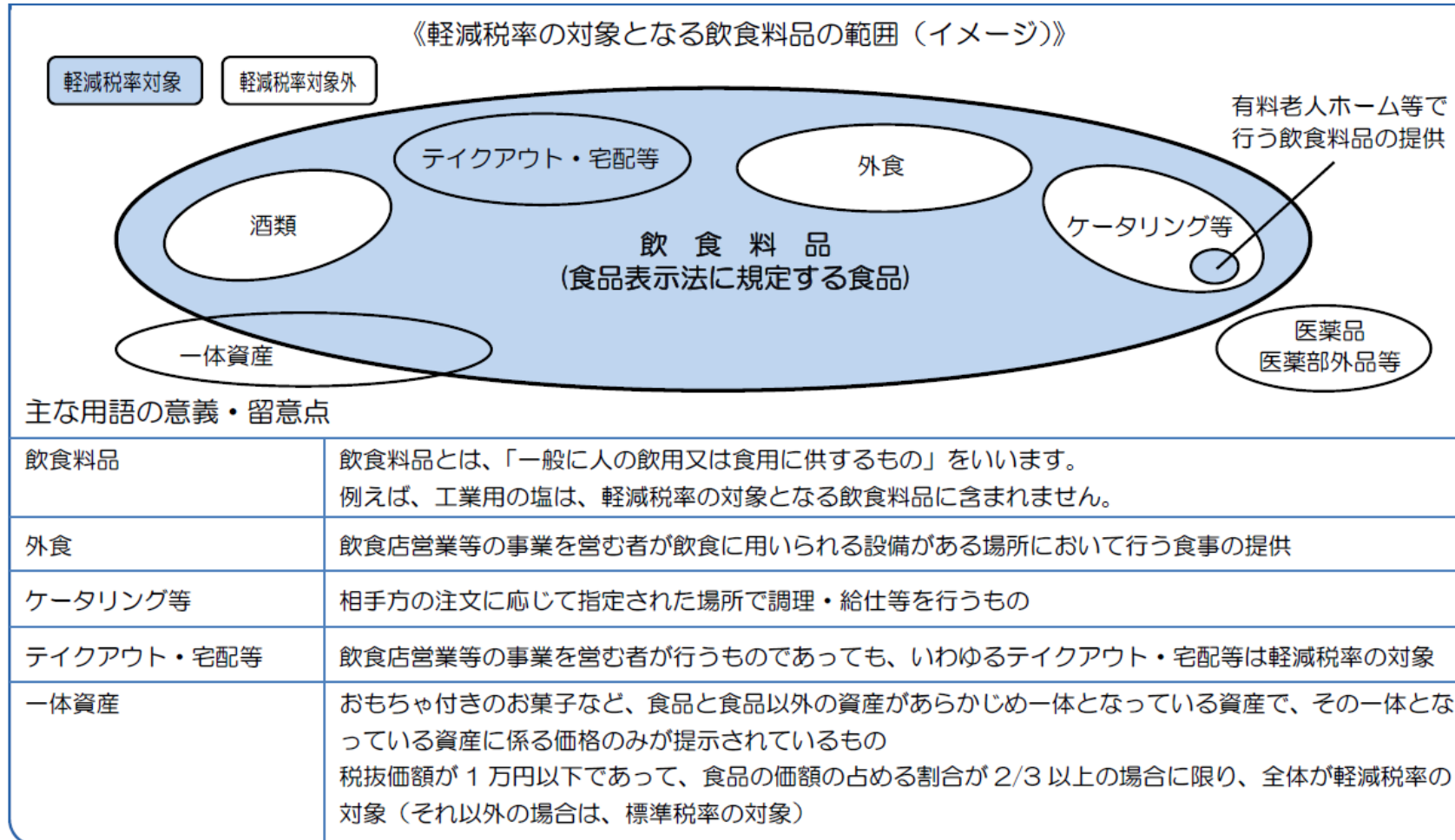
税制抜本改革法(※)第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成31年10月1日(消費税率の引上げと同時に)から、軽減税率制度を実施。

○軽減税率の対象品目

- ・酒類及び外食を除く飲食料品
- ・定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律。

○軽減税率：8%（国分6.24%、地方分1.76%）、標準税率：10%（国分7.8%、地方分2.2%）



注 財務省ホームページ等より抜粋し作成。

地方消費税の清算基準の見直しに係る主な論点①

「地方消費税の清算基準：将来に向けての論点整理」（「地方税2017年3月」東京大学教授 持田信樹）及び
 「平成30年度税制改正における地方消費税の清算基準の抜本的見直しに向けて」（平成29年3月奈良県税制調査会）等による

論点	備考
1 清算基準の統計データについて	
<ul style="list-style-type: none"> 清算基準に用いる現行の統計データは、供給側のものを使用しているが、本来的にはどのような統計がふさわしいか 	<ul style="list-style-type: none"> 需要側の指定統計として「家計調査」及び「全国消費実態調査」等があるが、いずれもサンプル調査 カナダのHST(Harmonized Sales Tax)では税収配分に産業連関表が用いられているが、わが国の産業連関表は、都道府県の取組に差があり必ずしも統一的な基準で作成されていないことなどから、清算基準に用いることは困難
2 清算基準の統計データに係る課題について	
(1) 最終消費地と販売地との不一致	
<ul style="list-style-type: none"> 税収を帰属させるべき「最終消費地」をどのように捉えるべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27・29年度改正で、情報通信業、旅行業、競輪・競馬等、通信・カタログ販売、インターネット販売が除外
<ul style="list-style-type: none"> サービスや小売の供給側と最終消費地とが一致しない業種等につき、どのように対応すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問販売・自動販売機分、耐久財等、社会通信教育、持ち帰り・配達飲食サービス業等を除外すべきとの意見あり
(2) サービス業対個人事業収入額に含まれる非課税取引	
<ul style="list-style-type: none"> 清算基準の統計データに含まれる非課税取引につき、どのように対応すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度改正で、土地売買業、土地賃貸業、貸家業・貸間業、社会保険事業団体が除外 医療、福祉（医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業）、火葬・墓地管理業を除外すべきとの意見あり
(3) 小売年間販売額に含まれるとされる中間消費	
<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査では、ガソリンスタンドの販売額に事業者による中間消費（企業への販売）分が含まれているとの意見もあるが、どのように考えるべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 揮発油小売、軽油小売、重油小売、ブタンガス小売を除外すべきとの意見あり ガソリンスタンドに係る販売額は、事業者向け（卸売）、一般消費者向け（小売）を区分して計上することとされている

地方消費税の清算基準の見直しに係る主な論点②

論点	備考
3 清算基準の統計データに含まれていない業種等について	
(1) 統計データで最終消費地を把握できない業種	
<ul style="list-style-type: none"> 最終消費地が都道府県別に把握されておらず、清算基準の統計データの対象外となっている業種につき、どのように税収を帰属させるべきか (建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、運輸業、郵便業等) 	<ul style="list-style-type: none"> その他の指定統計として、「建設工事施工統計調査」「建築着工統計調査」「電気事業便覧」「ガス事業年報」「水道統計」等が存在 消費に係る税収を消費者の居住地に帰属させるべきであり人口を代替指標とすべきとの意見あり
(2) 非課税部門の中間投入分及び政府の仕入分	
<ul style="list-style-type: none"> 非課税取引の仕入れに係る消費税につき、どのように税収を帰属させるべきか (前記2(2)と関連) 	<ul style="list-style-type: none"> 経済センサス活動調査等で、各業種における対官公庁の売上が把握可能
<ul style="list-style-type: none"> 政府が財・サービスの購入において負担する消費税につき、どのように税収を帰属させるべきか (公共工事、物品の購入、委託契約に係る支払分等) 	<ul style="list-style-type: none"> 政府部門消費額は人口との相関関係が高いことから人口を代替指標とすべきとの意見あり
4 統計データの代替指標のあり方について	
<ul style="list-style-type: none"> 「人口」が消費性向や購買力など地域の特性を表せない点をどのように考えるか 	<ul style="list-style-type: none"> 人口を代替指標とすべきとの主張には、消費活動と人口との相関関係等の理由を挙げる意見あり
<ul style="list-style-type: none"> 消費税率引上げ分の税収が社会保障財源とされていることを踏まえ、人口の比率を高めていくべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 特に大都市近郊の県等は、最終消費地への確に税収が帰属していないことから人口の比率を高めるべき、と主張 (岩手県、滋賀県、奈良県、兵庫県、島根県、さいたま市等)
<ul style="list-style-type: none"> 代替指標として、本来的にはどのような指標がふさわしいか 	<ul style="list-style-type: none"> その他、需要サイドの指定統計や産業連関表を用いた補正、昼夜間人口割合による補正等の意見あり
5 統計カバー率について	
<ul style="list-style-type: none"> 最終消費地に税収を帰属させる観点から、他の統計の利用も含め、統計カバー率を高めていく方向で見直すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 現行統計データから除外すべき業種等を除き、統計カバー率は40%以下とすべきとの意見あり
6 軽減税率の適用による清算基準への影響について	
<ul style="list-style-type: none"> 消費税率10%への引上げ時(平成31年10月)に、飲食料品及び新聞について軽減税率が適用される予定。これらの販売額は8/10へ割り落として算定すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率分の最終消費を精緻に集計することは困難

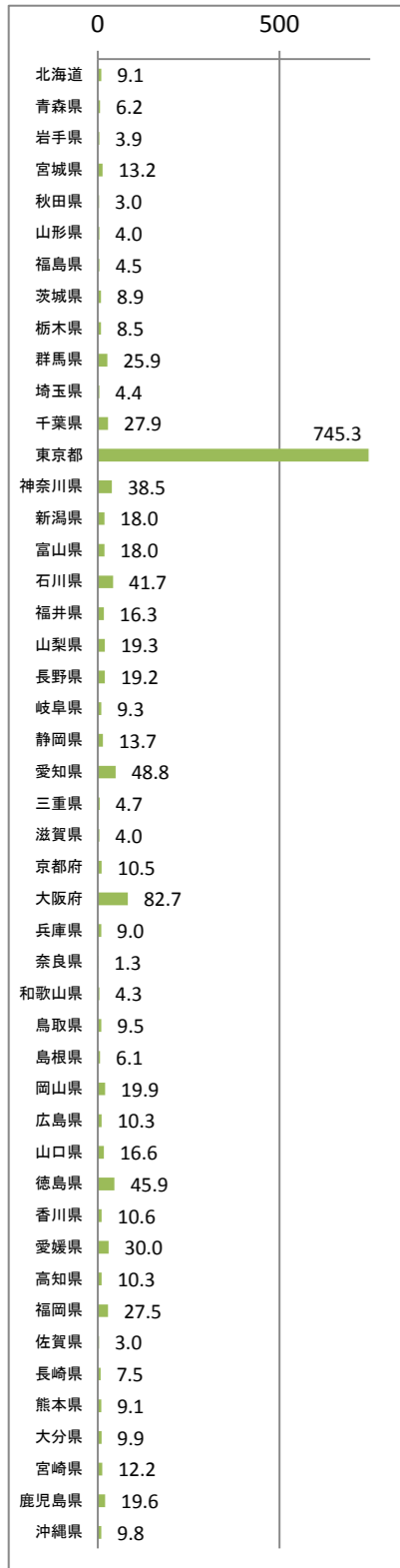
[地方消費税の清算基準に関する資料]

参考資料

平成27年度税制改正において除外された業種の「サービス業対個人事業収入額」(人口一人当たり指数)

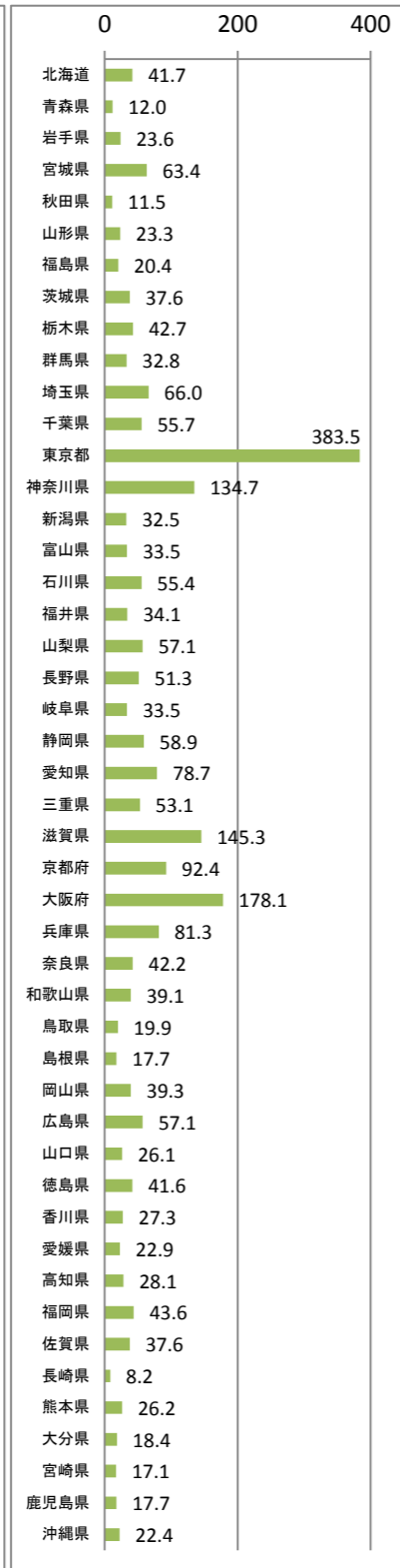
(全国=100)

G 情報通信業



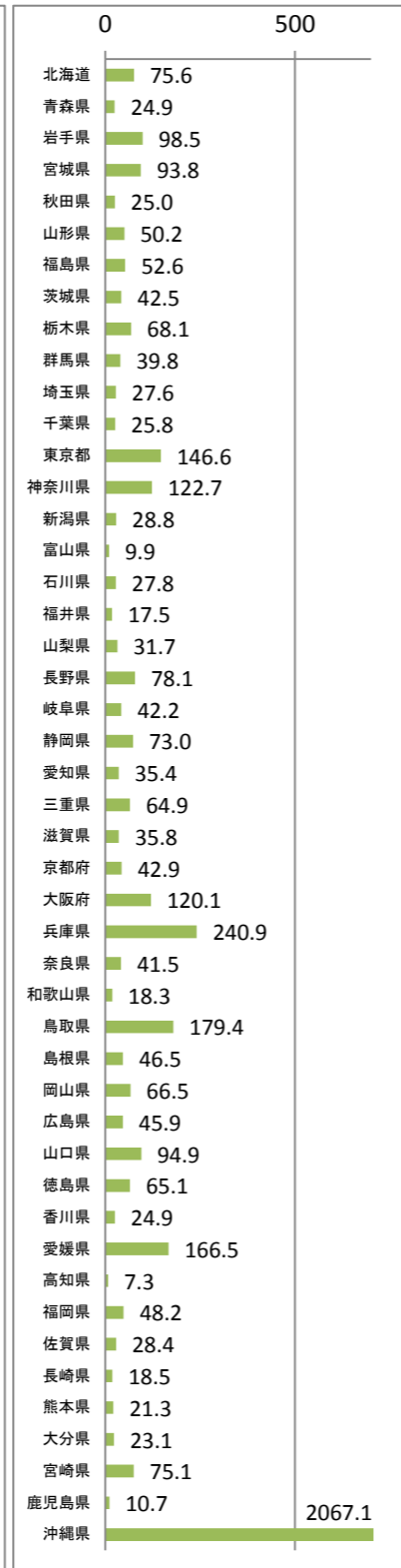
東京都シェア 79.26%
全国計 524,389 (百万円)

6812 土地売買業



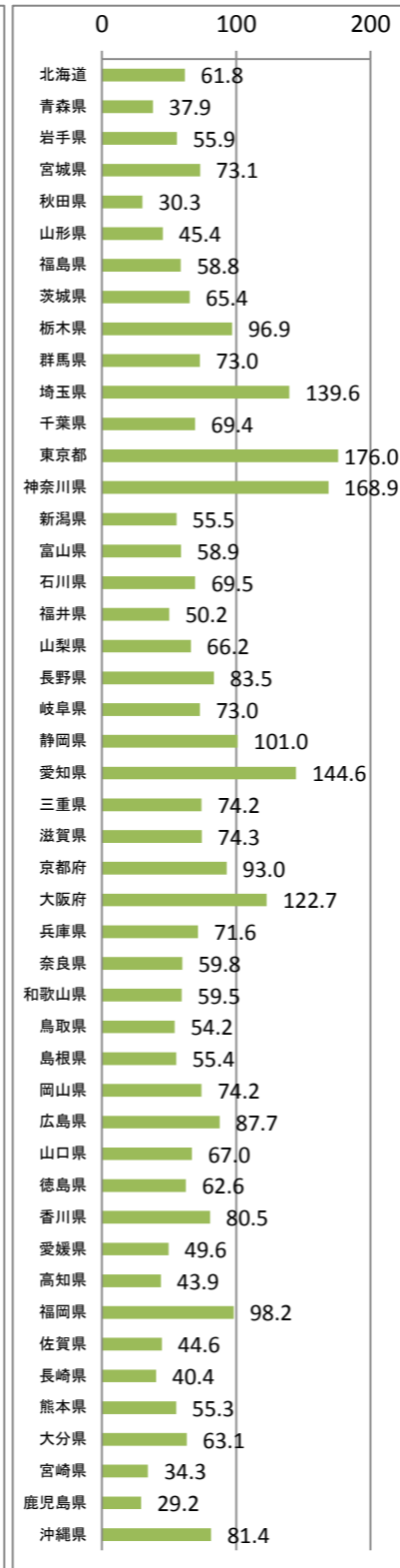
東京都シェア 40.78%
全国計 1,928,403 (百万円)

6912 土地賃貸業



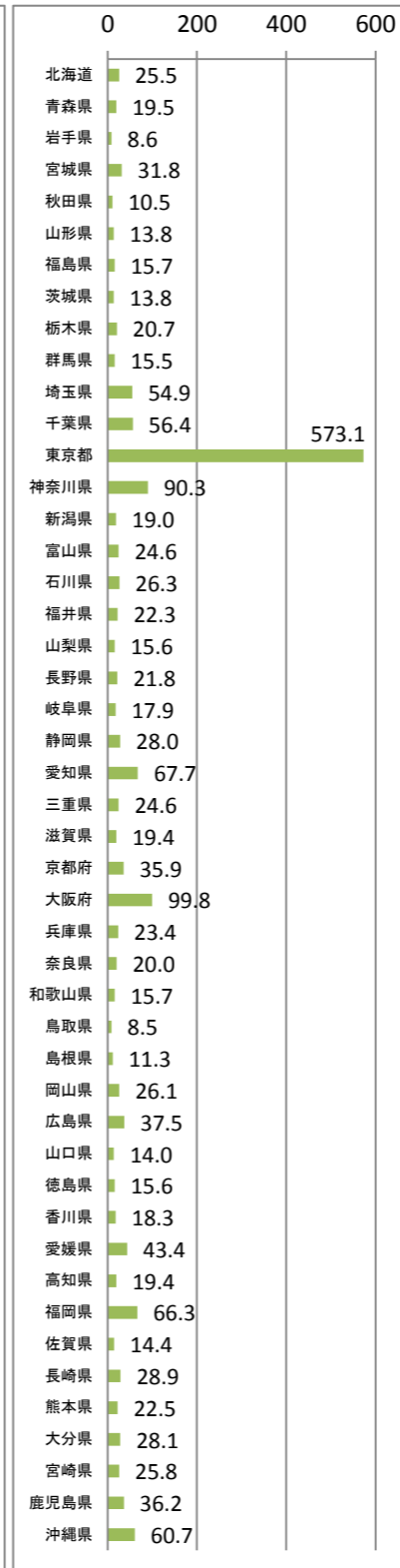
東京都シェア 15.59%
全国計 52,739 (百万円)

692 貸家業, 貸間業



東京都シェア 18.71%
全国計 3,526,862 (百万円)

791 旅行業



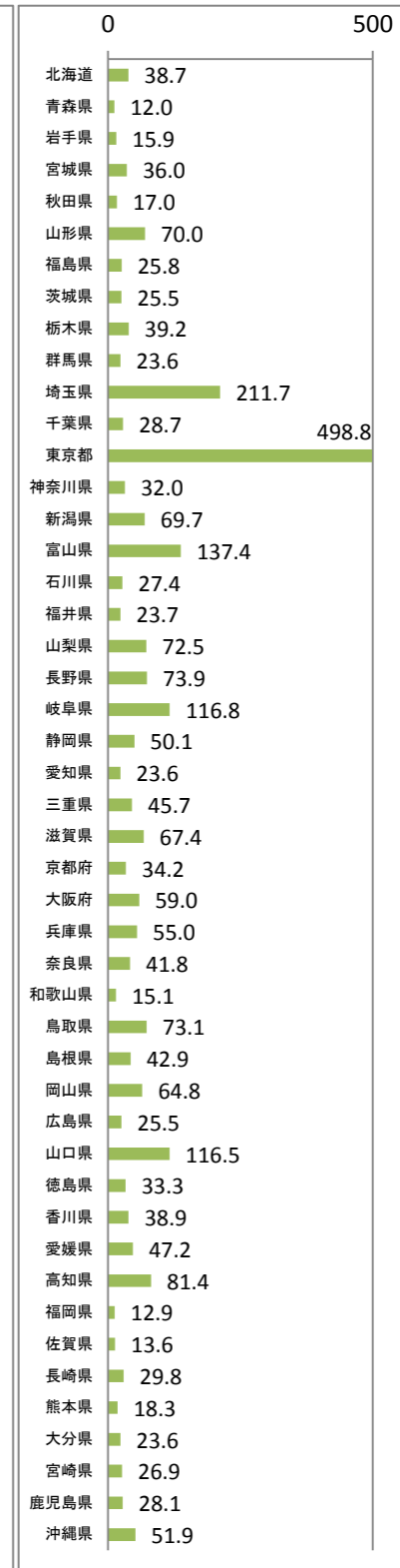
東京都シェア 60.94%
全国計 4,081,383 (百万円)

803 競輪・競馬等の競走場, 競技団



東京都シェア 83.72%
全国計 1,670,715 (百万円)

851 社会保険事業団体



東京都シェア 53.04%
全国計 3,587,940 (百万円)

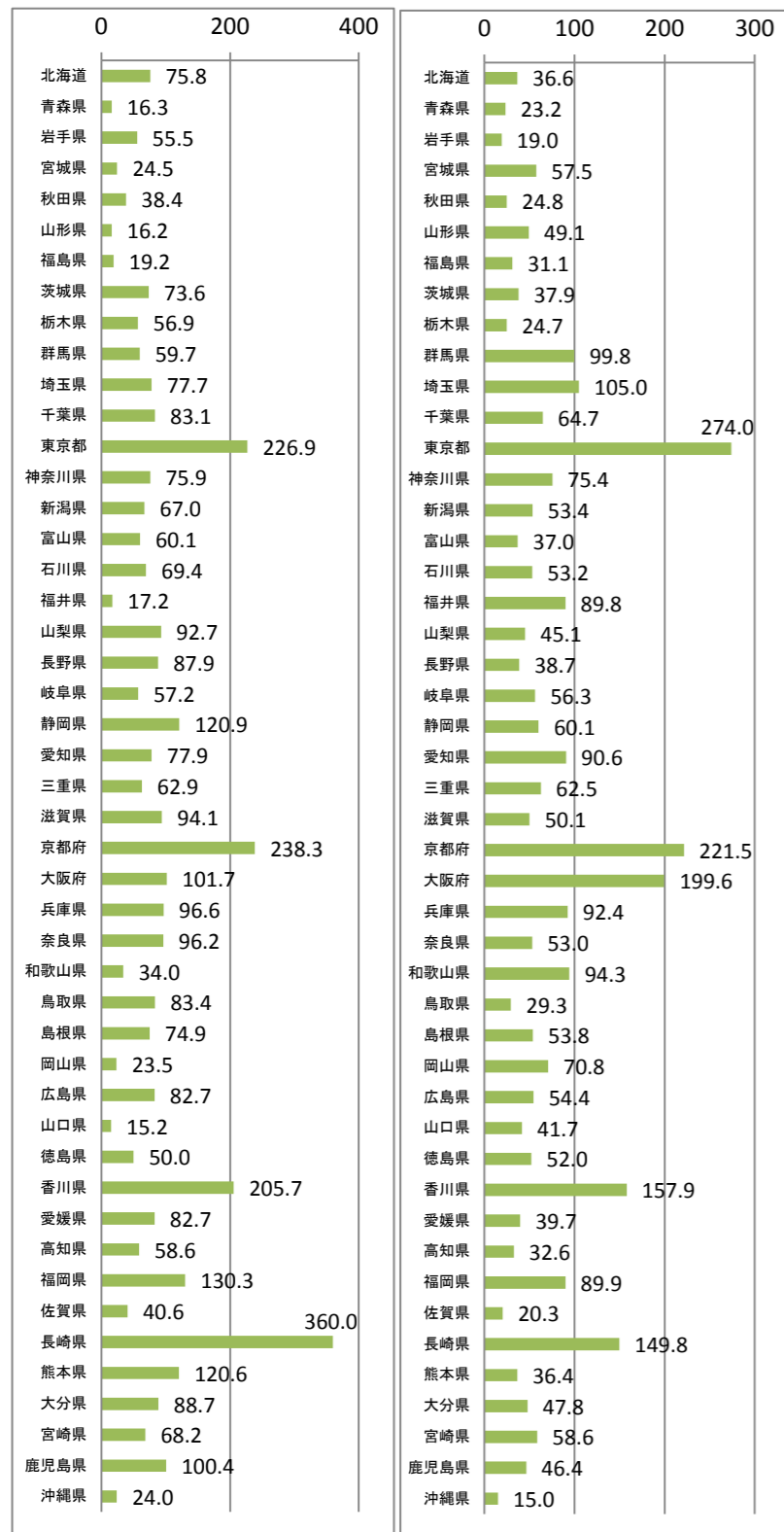
注1 平成24年経済センサス活動調査及び平成27年国勢調査により作成。
注2 都道府県別の値の一部について集計値がない場合は除外又は推計値を用いている。

平成29年度税制改正において除外された販売形態の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)

(全国=100)

通信・カタログ販売

インターネット販売



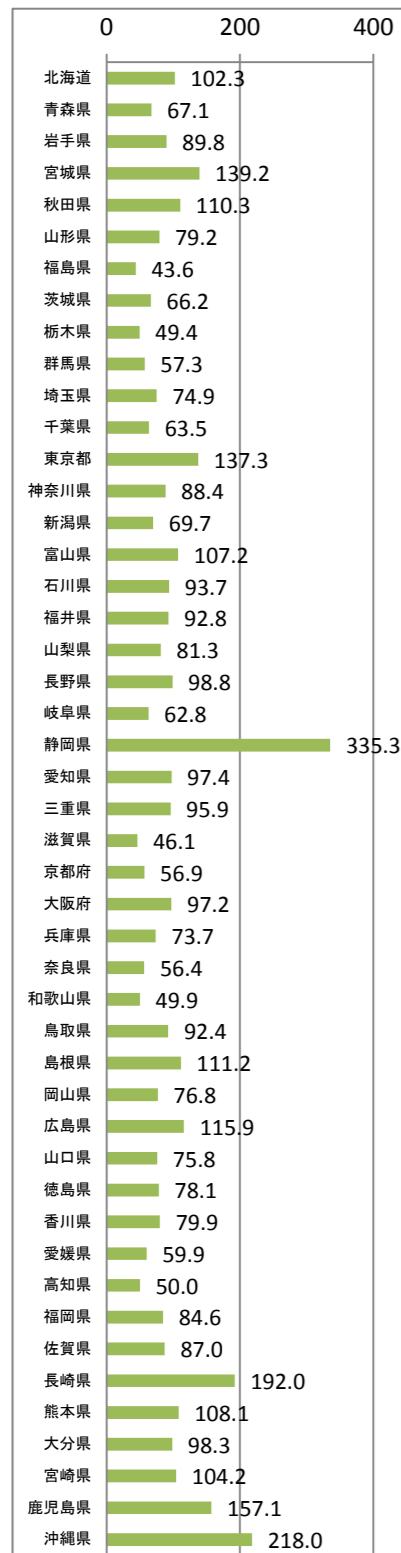
東京都シェア	24.13%	東京都シェア	29.14%
全国計	3,161,967	全国計	2,497,295
	(百万円)		(百万円)

注 平成26年商業統計調査及び平成27年国勢調査により作成。

他県が除外すべきと主張している業種の「サービス業対個人事業収入額」(人口一人当たり指数)①

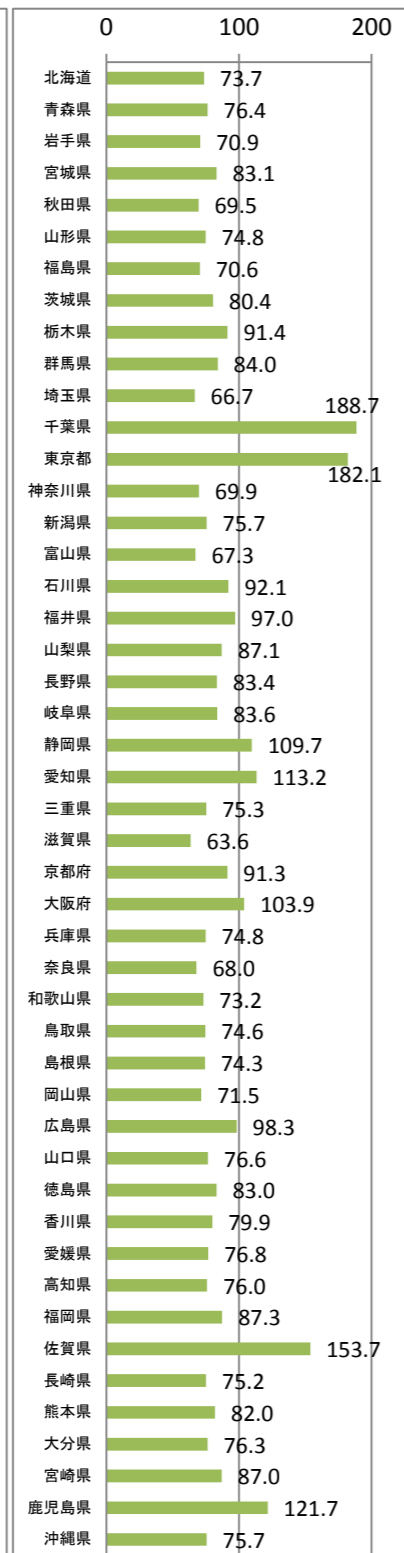
(全国=100)

70 物品賃貸業



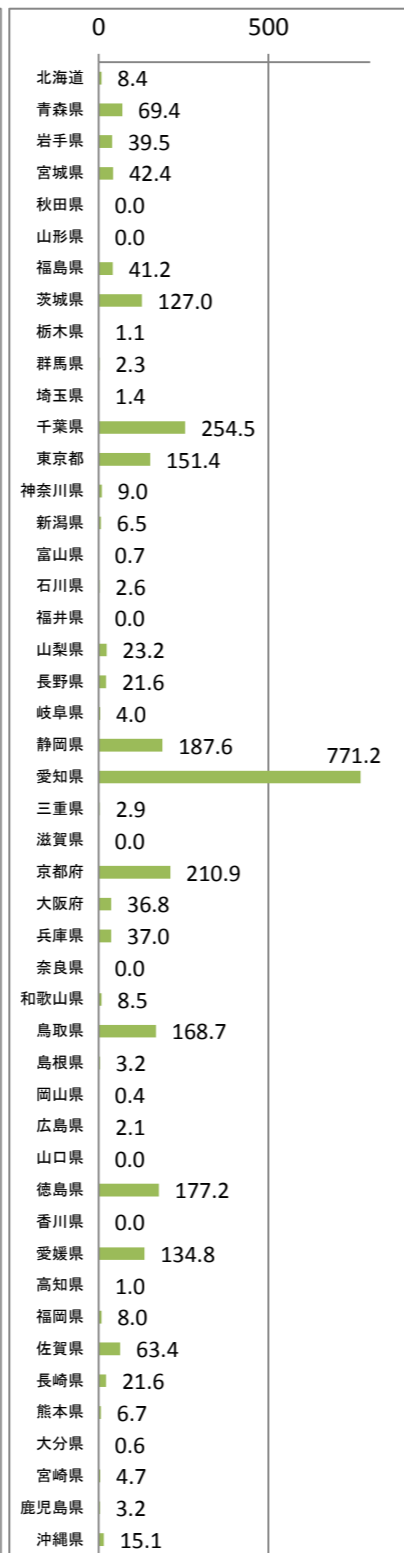
東京都シェア 14.60%
全国計 690,893 (百万円)

L 学術研究, 専門・技術サービス業



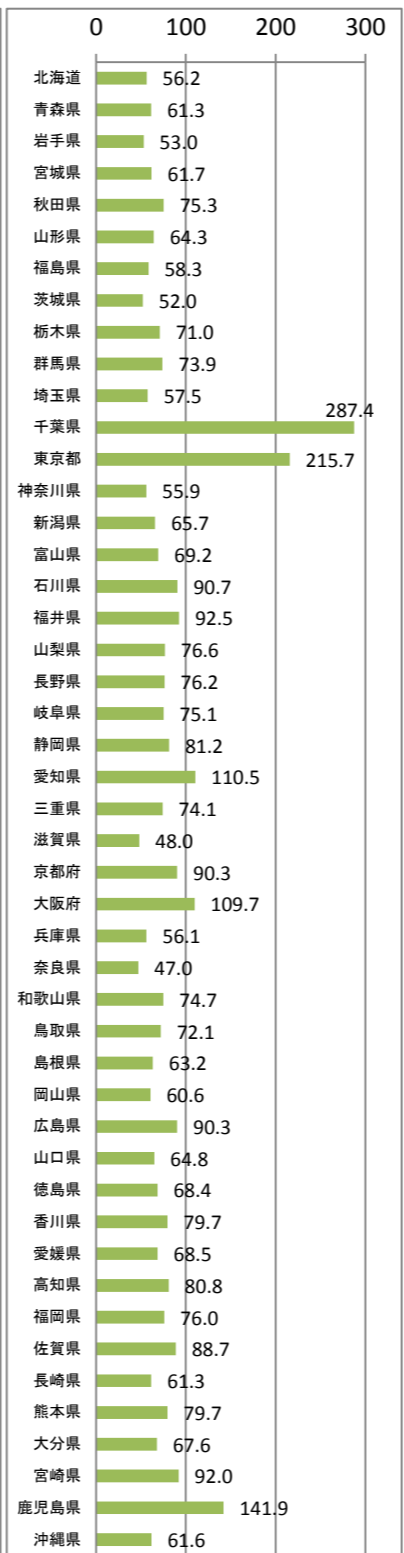
東京都シェア 19.36%
全国計 1,609,430 (百万円)

(Lのうち)71 学術・開発研究機関



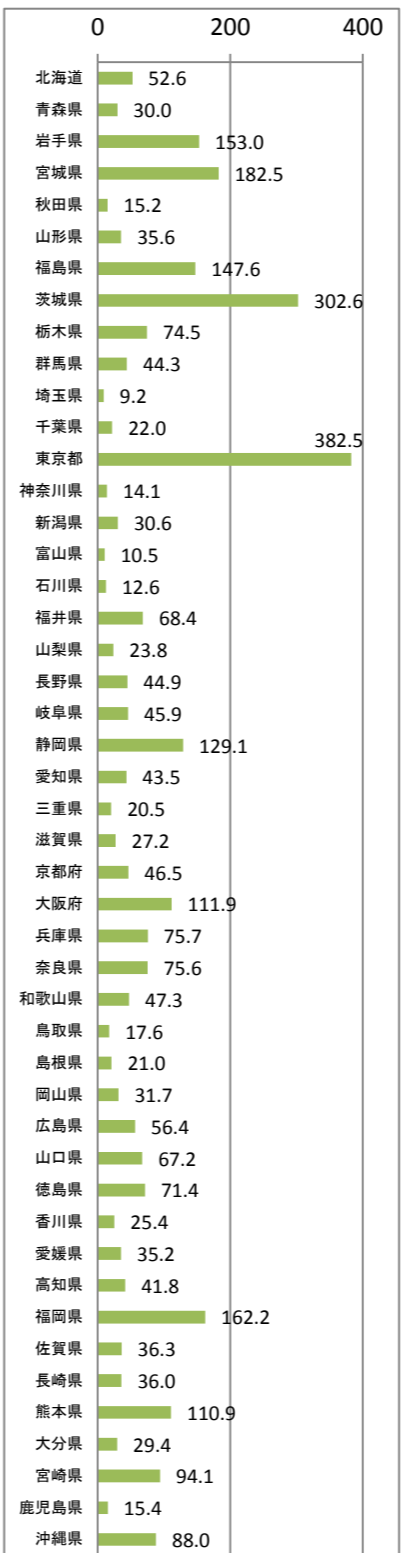
東京都シェア 16.10%
全国計 17,083 (百万円)

(Lのうち)72 専門サービス業 (他に分類されないもの)



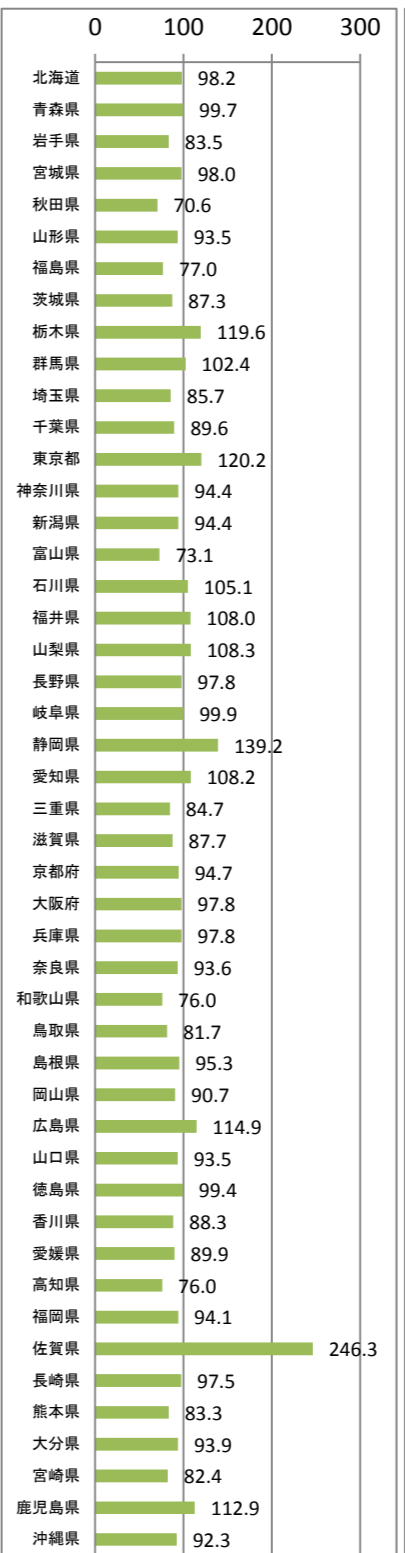
東京都シェア 22.94%
全国計 819,309 (百万円)

(Lのうち)73 広告業



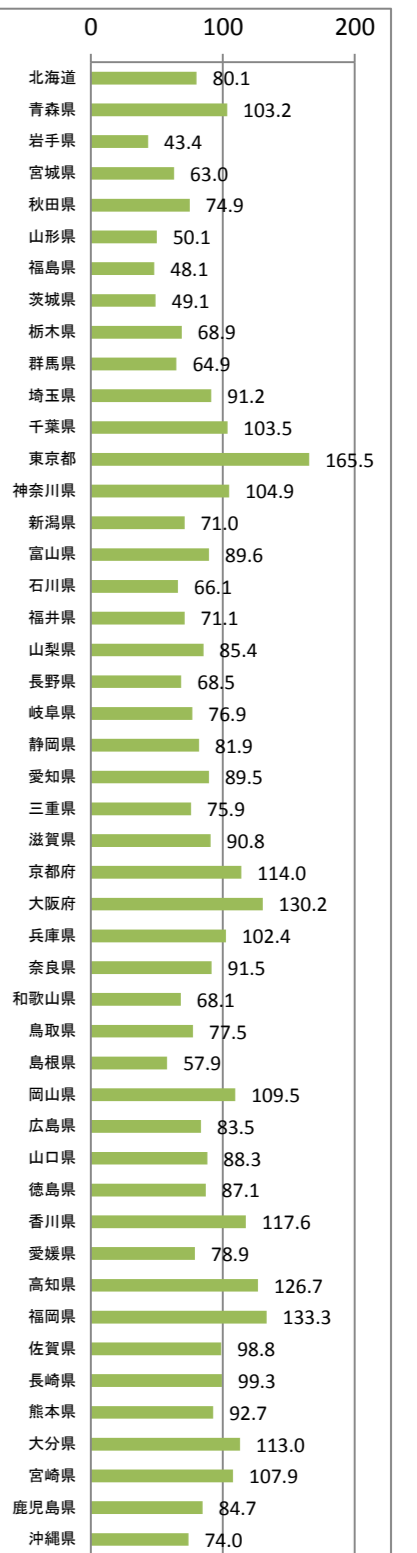
東京都シェア 40.67%
全国計 79,393 (百万円)

(Lのうち)74 技術サービス業 (他に分類されないもの)



東京都シェア 12.79%
全国計 693,645 (百万円)

77 持ち帰り・配達飲食サービス業



東京都シェア 17.60%
全国計 794,325 (百万円)

注1 平成24年経済センサス活動調査及び平成27年国勢調査により作成。
注2 都道府県別の値の一部について集計値がない場合は除外又は推計値を用いている。

他県が除外すべきと主張している業種の「サービス業対個人事業収入額」(人口一人当たり指数)②

(全国=100)

8216 社会通信教育

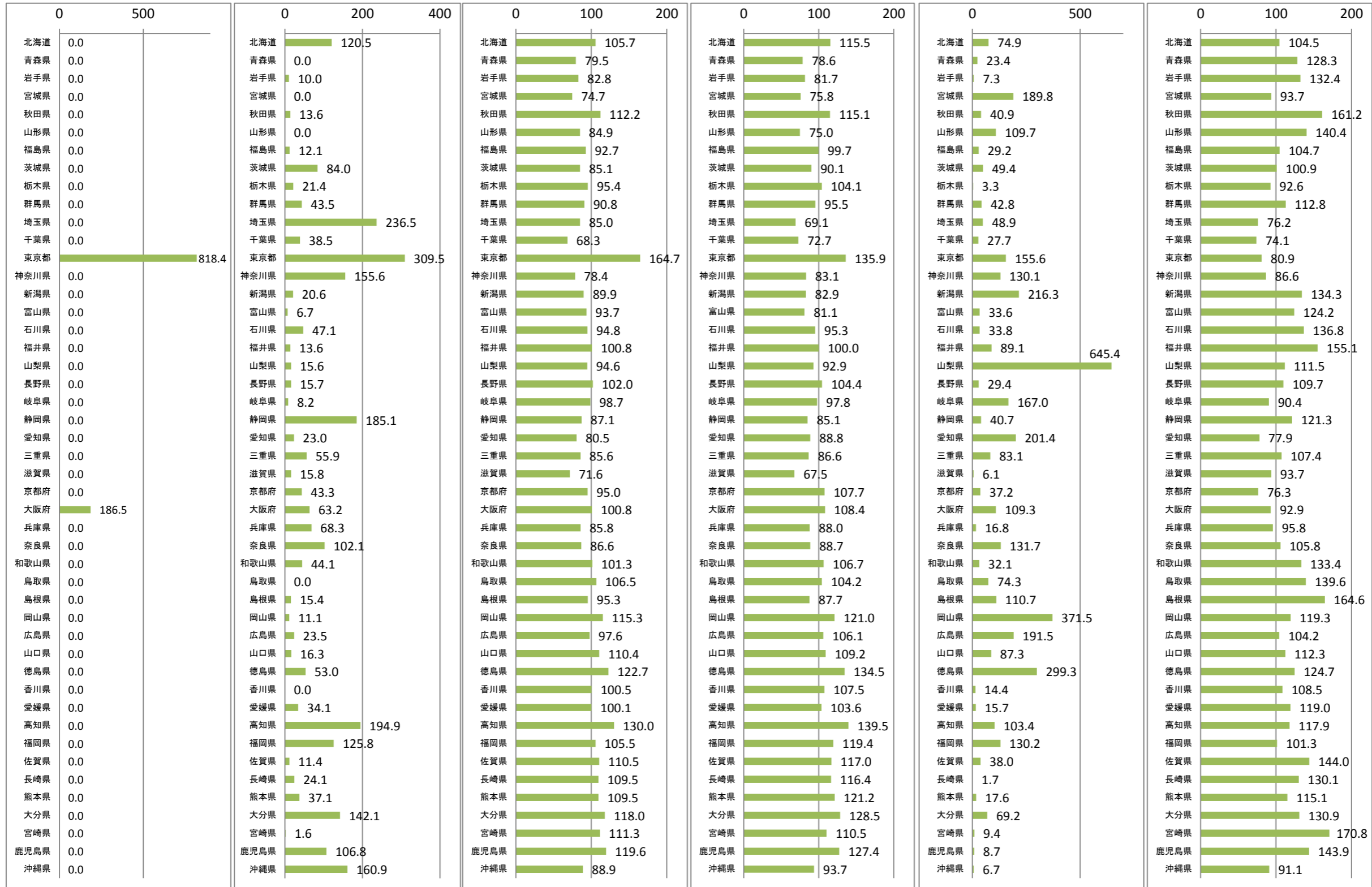
795 火葬・墓地管理業

P 医療, 福祉

(Pのうち)83 医療業

(Pのうち)84 保健衛生

(Pのうち)85 社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体除く)



東京都シェア
全国計

87.03%
2,591
(百万円)

東京都シェア
全国計

32.91%
42,805
(百万円)

東京都シェア
全国計

17.52%
34,705,002
(百万円)

東京都シェア
全国計

14.45%
25,555,009
(百万円)

東京都シェア
全国計

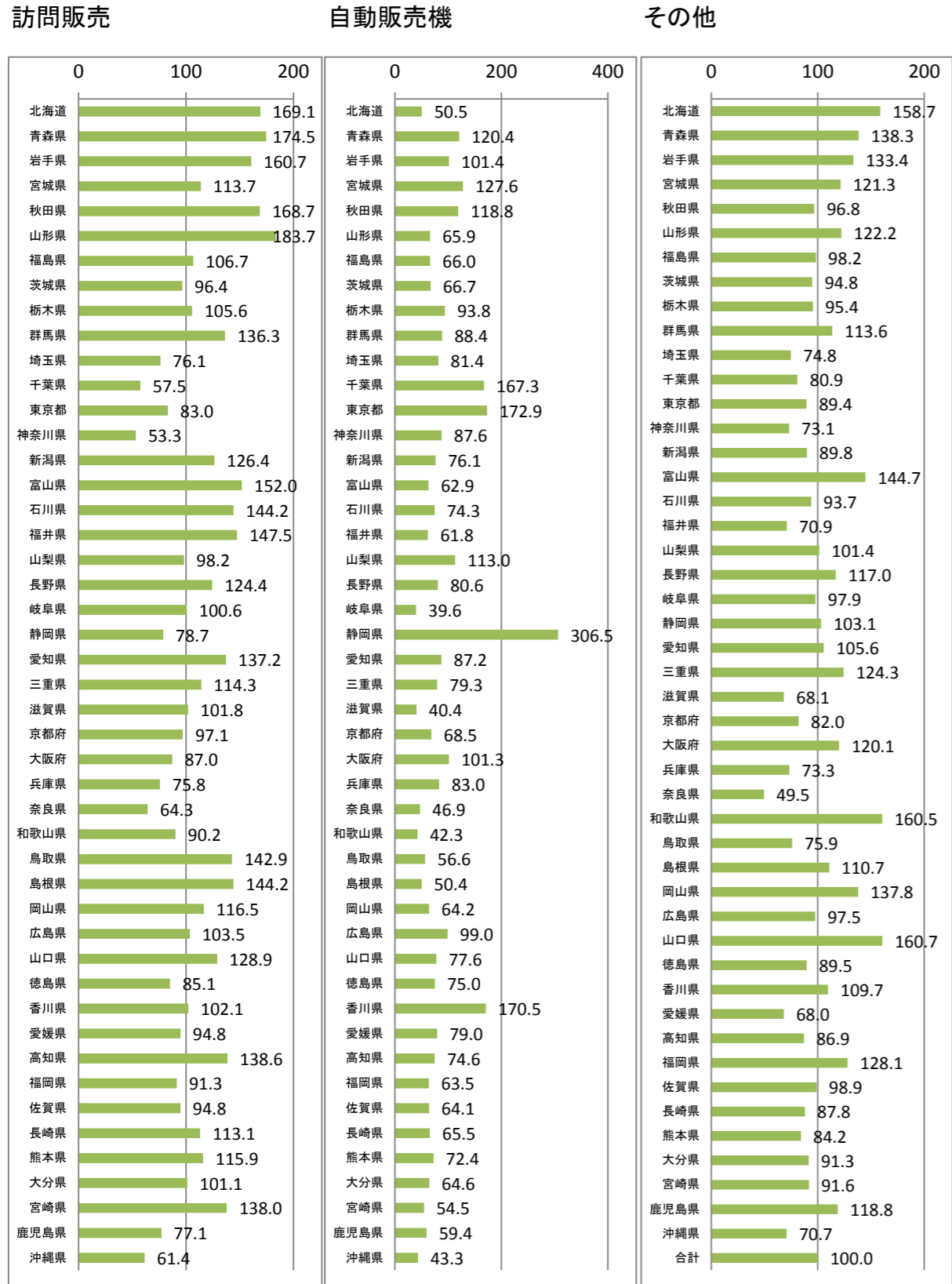
16.55%
48,944
(百万円)

東京都シェア
全国計

8.60%
5,513,109
(百万円)

他県が除外すべきと主張している販売形態の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)

(全国=100)

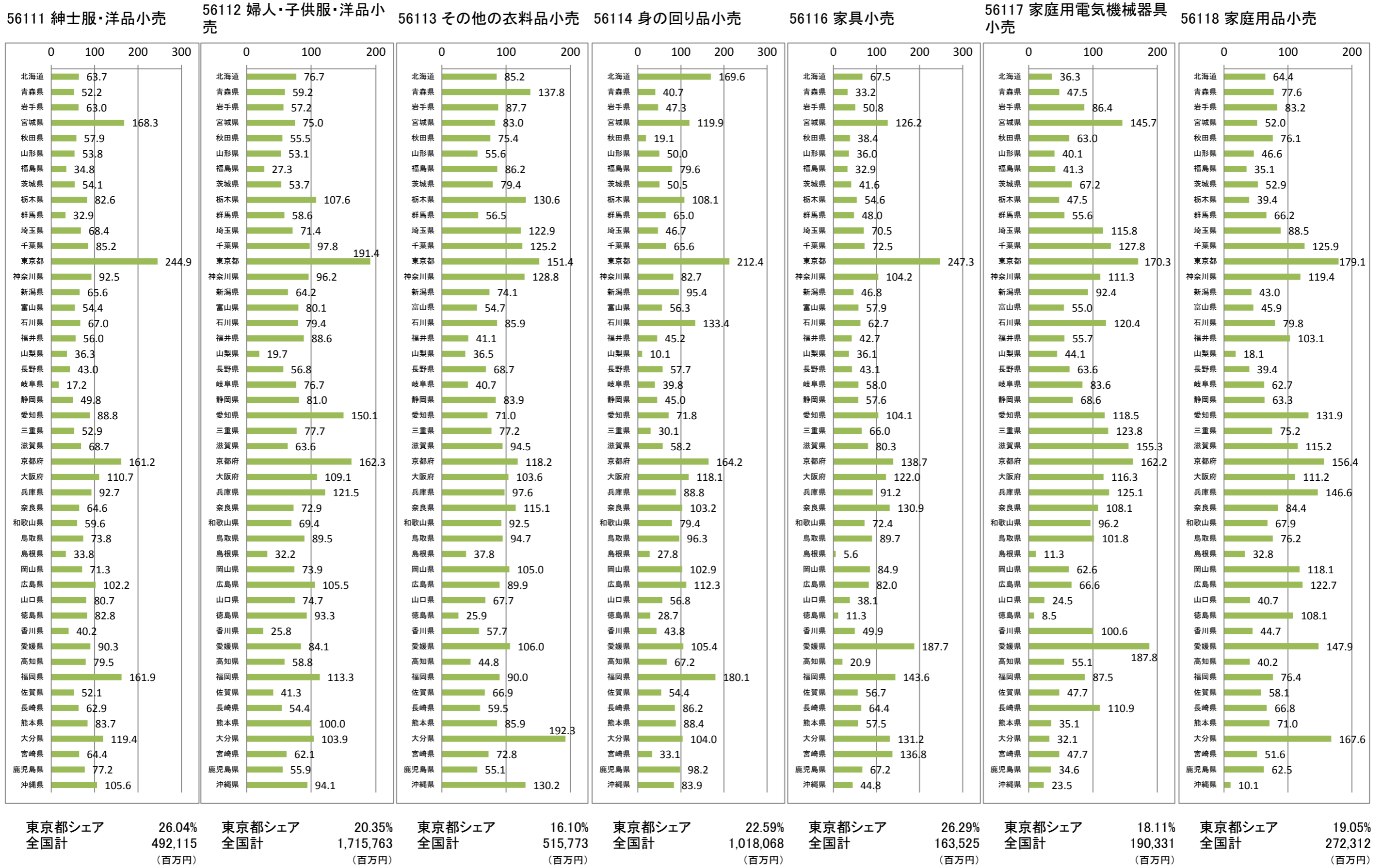


東京都シェア	8.83%	東京都シェア	18.38%	東京都シェア	9.51%
全国計	6,659,925	全国計	1,191,759	全国計	5,172,674
	(百万円)		(百万円)		(百万円)

注 平成26年商業統計調査及び平成27年国勢調査により作成。

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)①

(全国=100)



注1 平成26年商業統計調査及び平成27年国勢調査により作成。
 注2 都道府県別の値の一部について集計値がない場合は推計値を用いている。

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)②

(全国=100)

57111 呉服・服地小売

57121 寝具小売

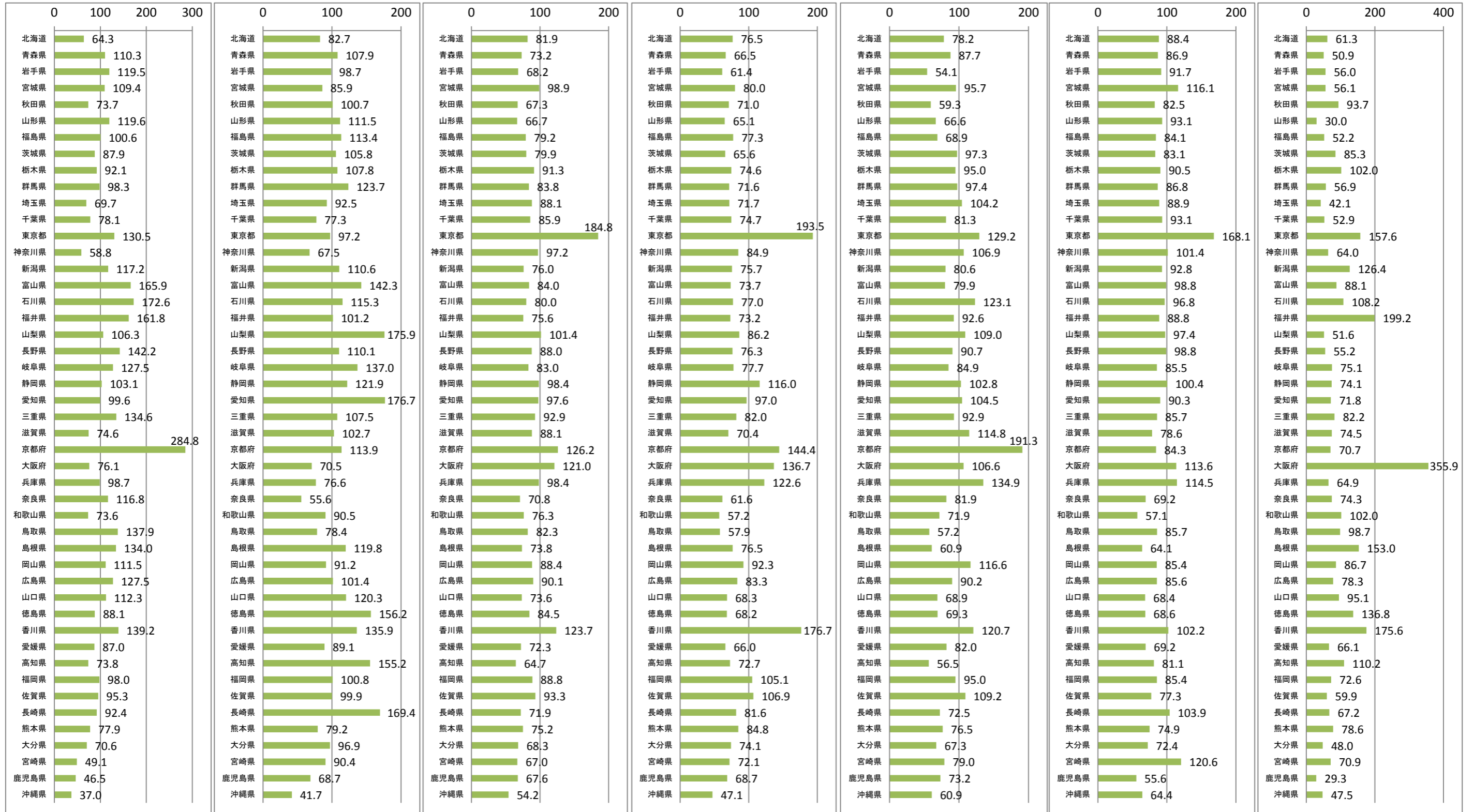
57211 男子服小売

57311 婦人服小売

57321 子供服小売

57411 靴小売

57421 履物(靴を除く)小売



東京都シェア
全国計 13.87%
332,280
(百万円)

東京都シェア
全国計 10.33%
408,453
(百万円)

東京都シェア
全国計 19.65%
1,541,654
(百万円)

東京都シェア
全国計 20.57%
3,150,000
(百万円)

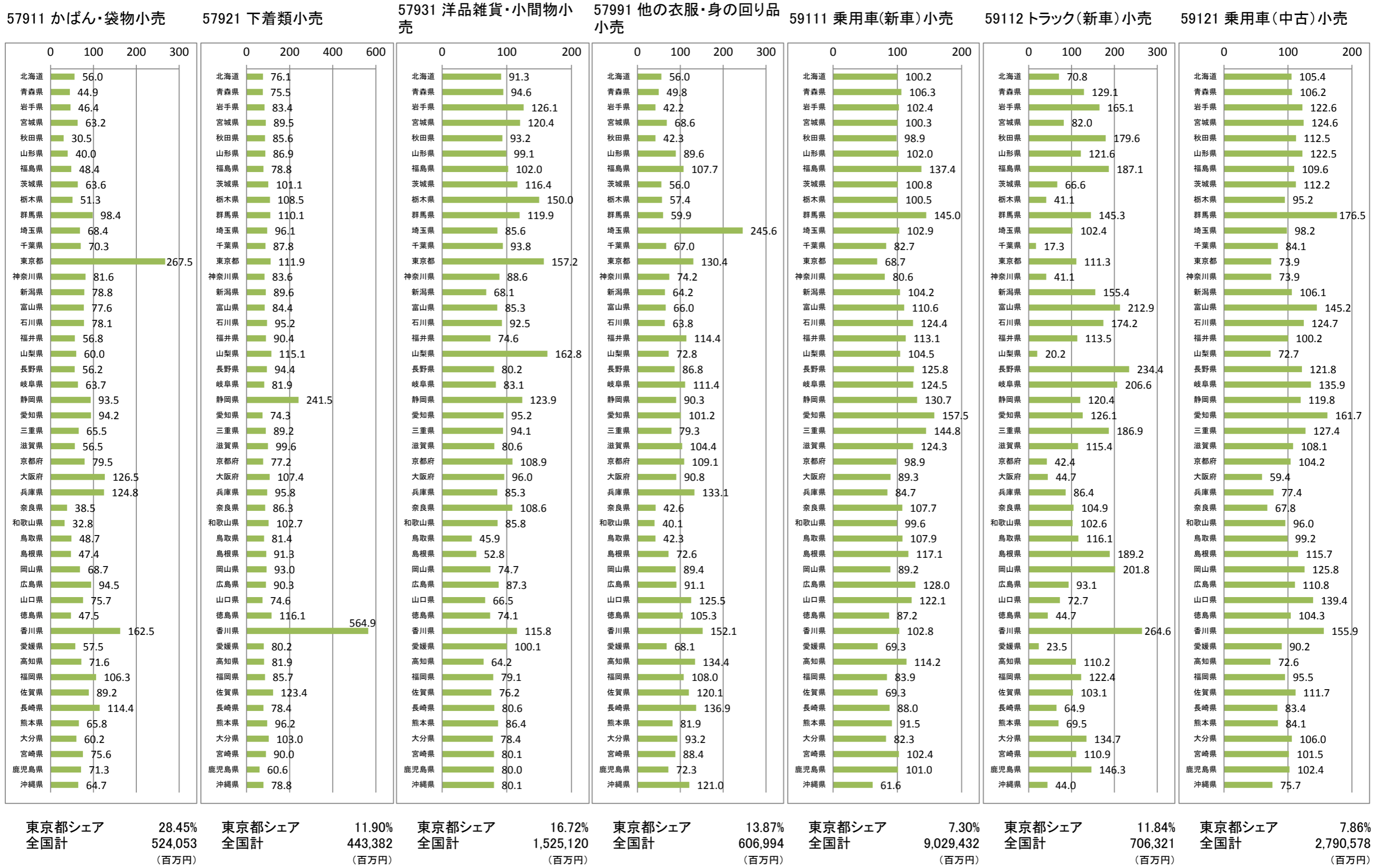
東京都シェア
全国計 13.74%
429,944
(百万円)

東京都シェア
全国計 17.87%
845,645
(百万円)

東京都シェア
全国計 16.76%
62,209
(百万円)

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)③

(全国=100)



他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)④

(全国=100)

59122 トラック(中古)小売

59131 自動車部分品・附属品小売

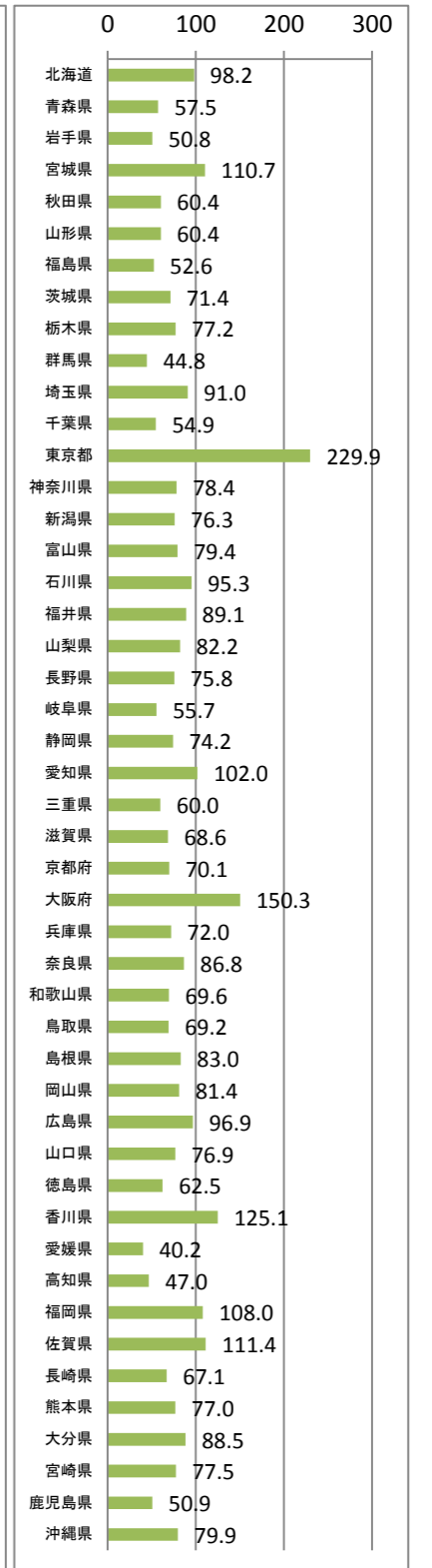
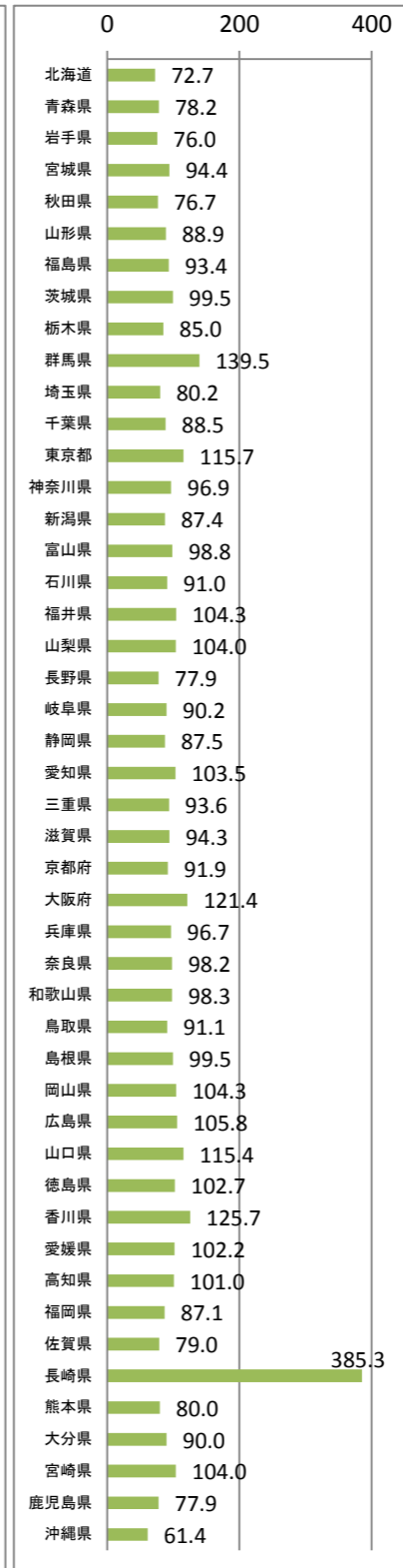
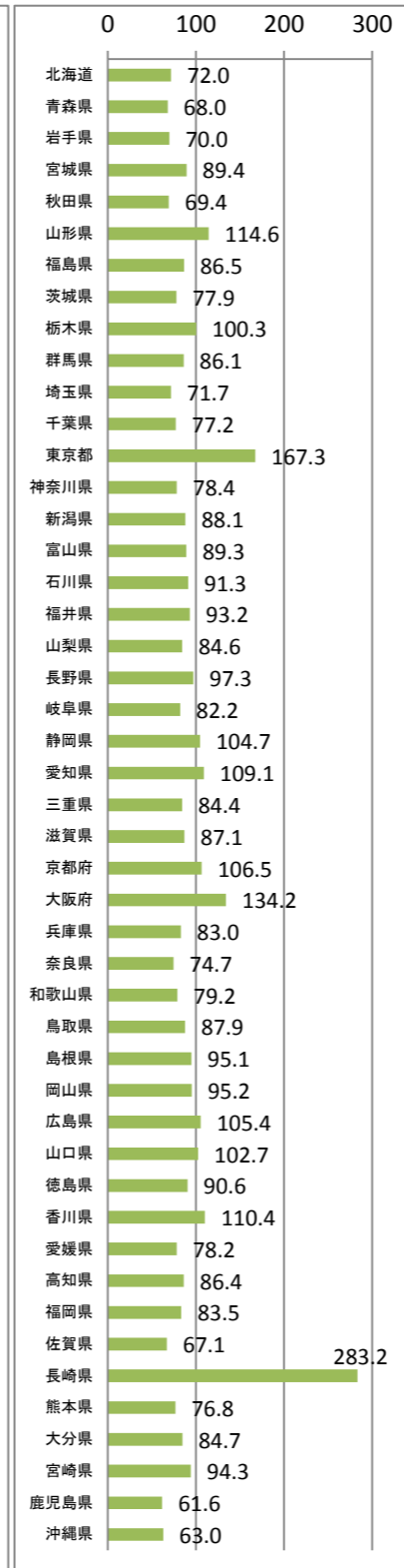
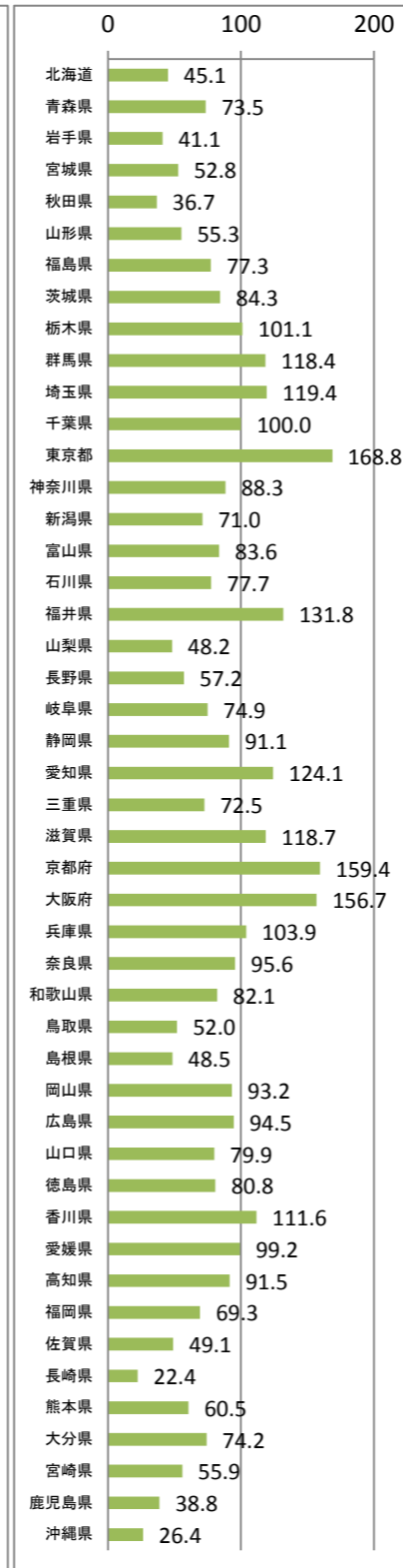
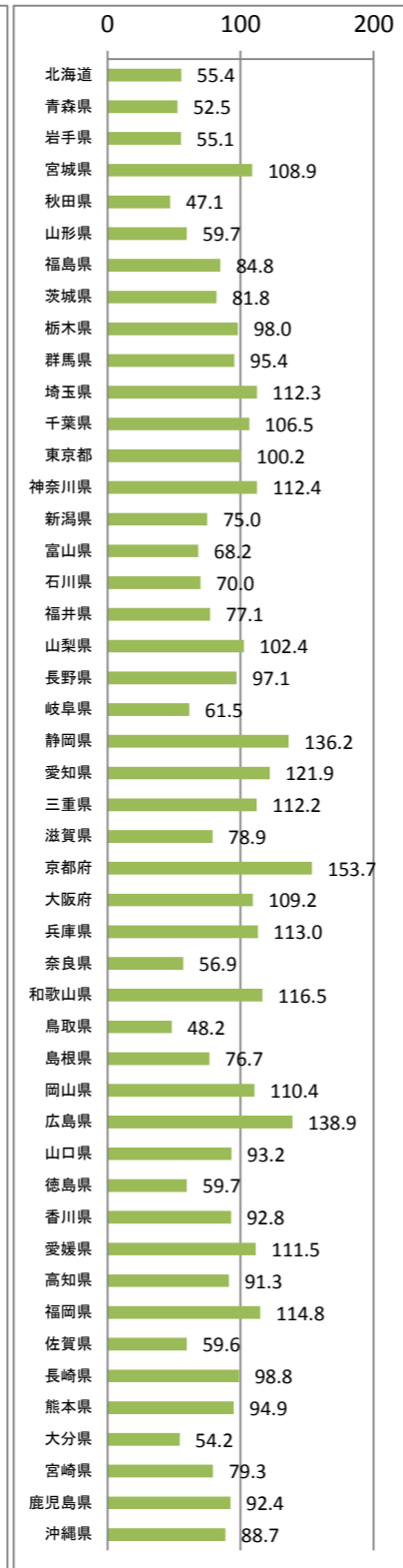
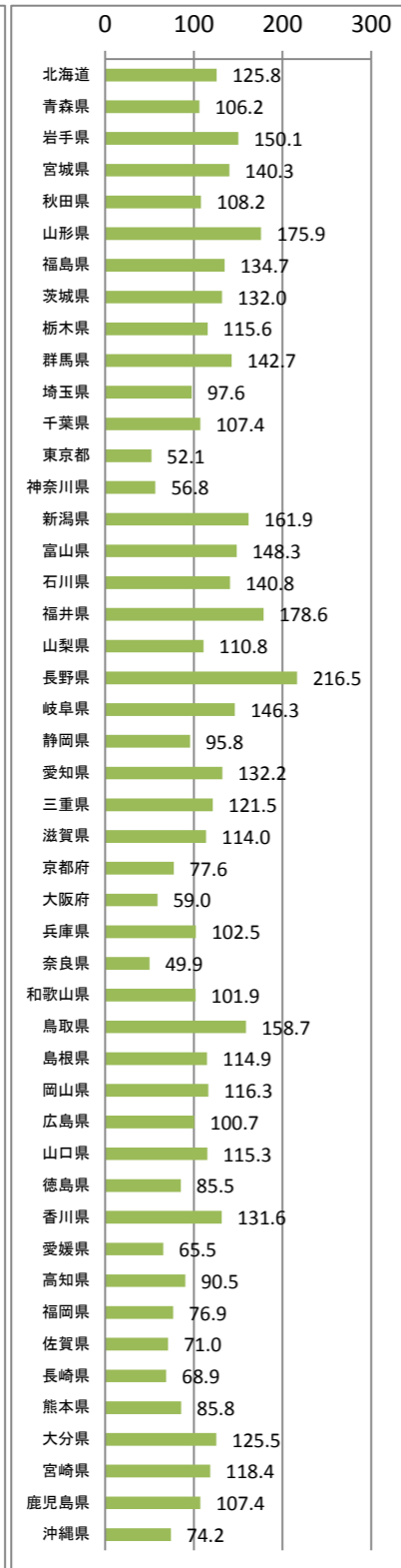
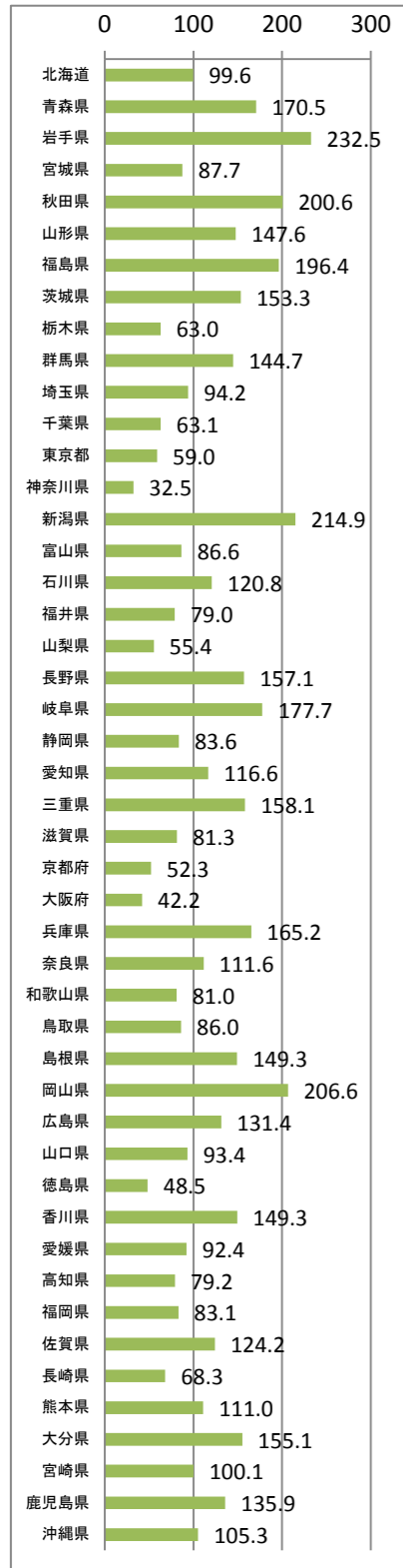
59141 二輪自動車小売

59211 自転車小売

59311 AV機器(中古品を除く)小売

59312 白物家電(中古品を除く)小売

59319 他の電気機械器具(中古品を除く)小売



東京都シェア
全国計 6.28%
203,655 (百万円)

東京都シェア
全国計 5.54%
1,623,738 (百万円)

東京都シェア
全国計 10.66%
351,092 (百万円)

東京都シェア
全国計 17.95%
242,135 (百万円)

東京都シェア
全国計 17.80%
1,016,826 (百万円)

東京都シェア
全国計 12.30%
2,469,174 (百万円)

東京都シェア
全国計 24.44%
2,692,704 (百万円)

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)⑤

(全国=100)

59321 電気事務機械器具
(中古品を除く)小売

59331 中古電気製品小売

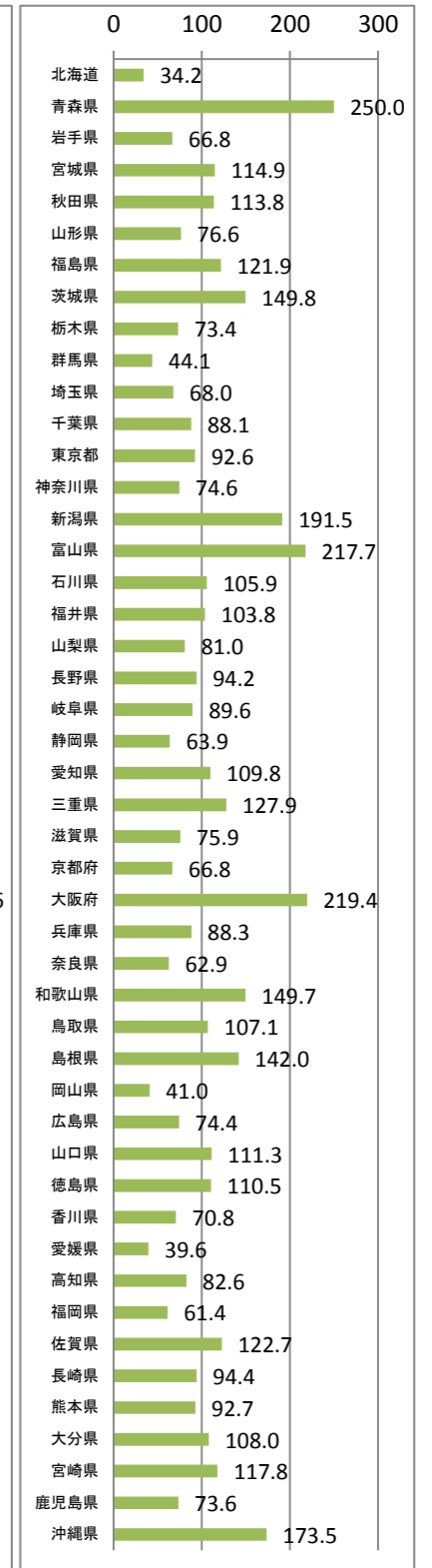
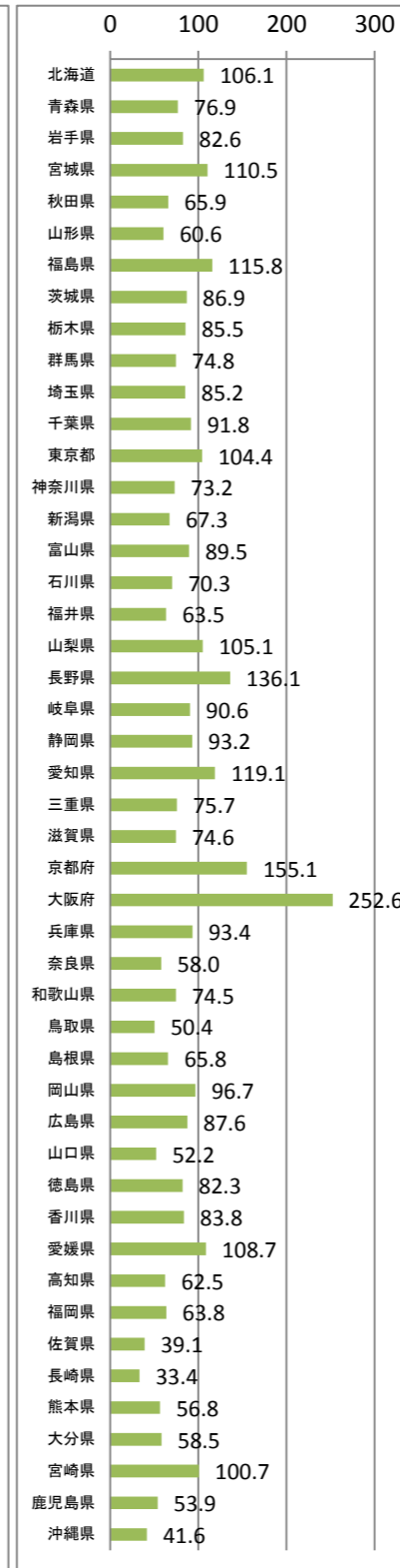
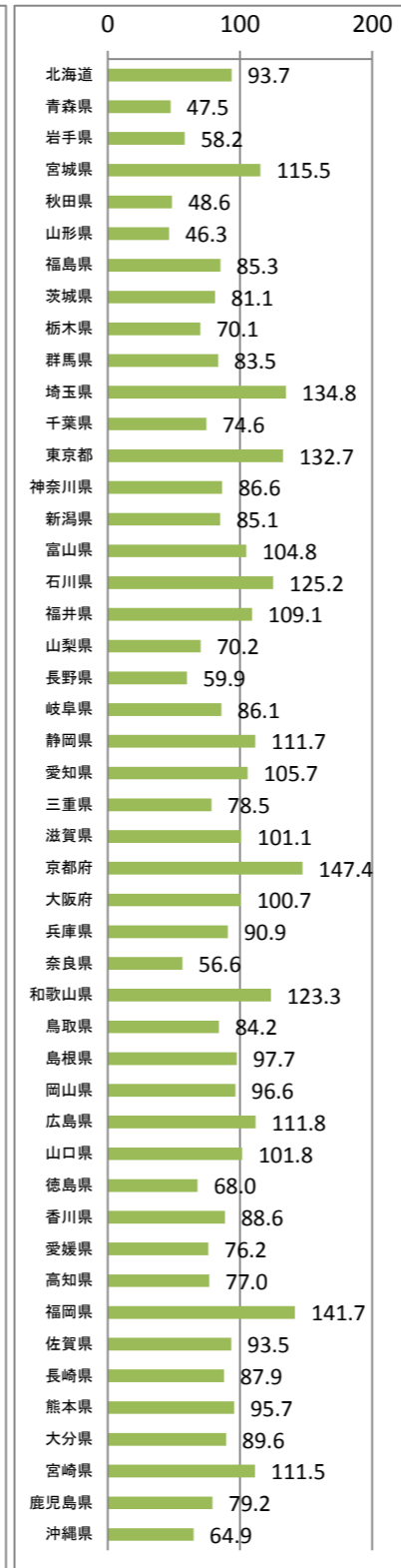
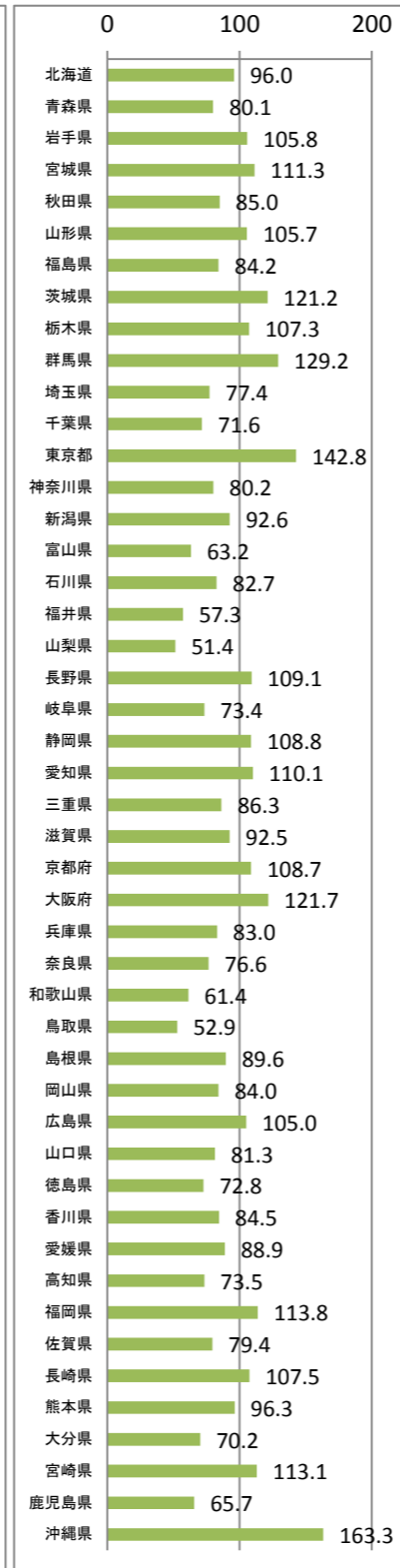
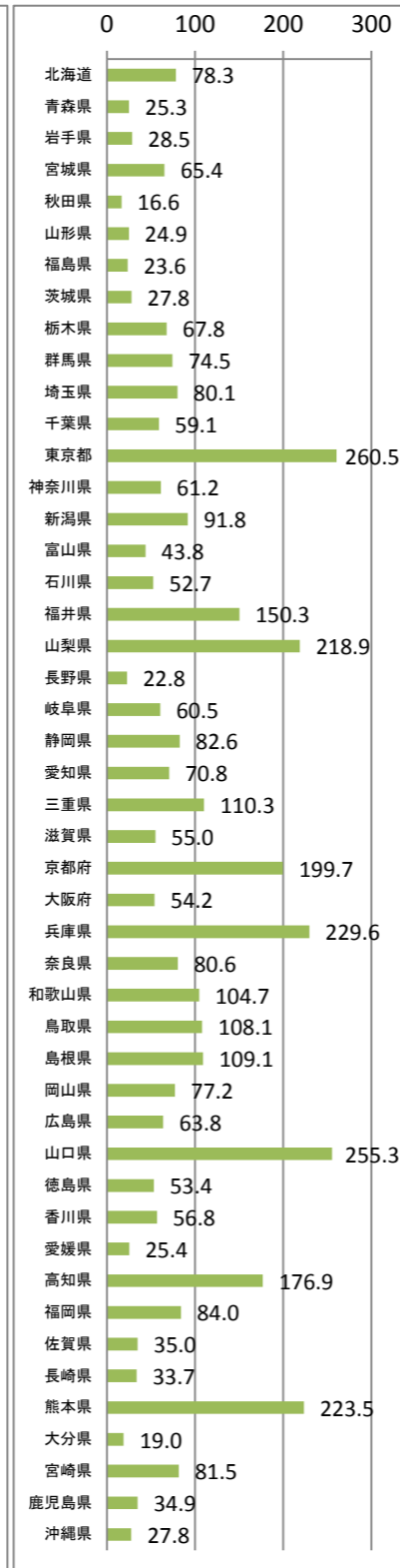
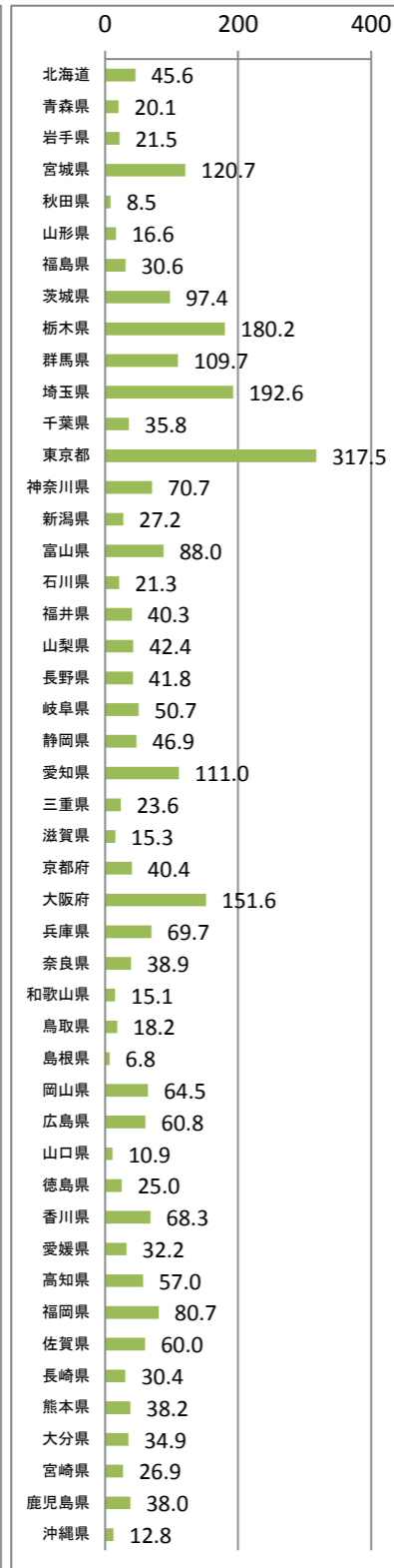
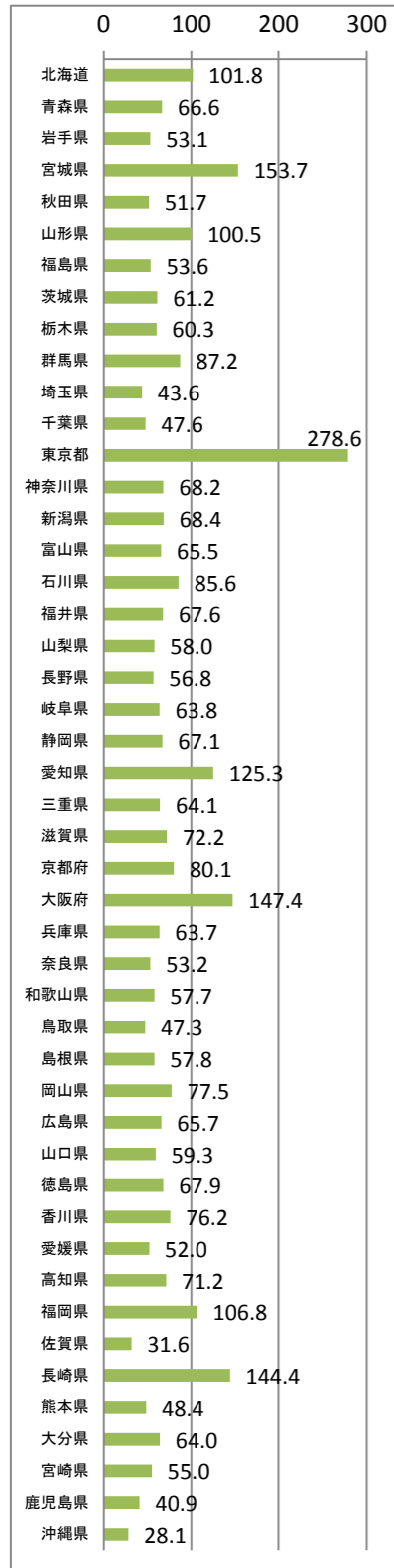
59391 ミシン・編機小売

59399 他の機械器具小売

60111 家具小売

60112 じゅうたん・カーテン小
売

60121 建具小売



東京都シェア
全国計 29.62%
1,985,332
(百万円)

東京都シェア
全国計 33.76%
64,611
(百万円)

東京都シェア
全国計 27.70%
65,784
(百万円)

東京都シェア
全国計 15.18%
1,354,251
(百万円)

東京都シェア
全国計 14.11%
1,000,585
(百万円)

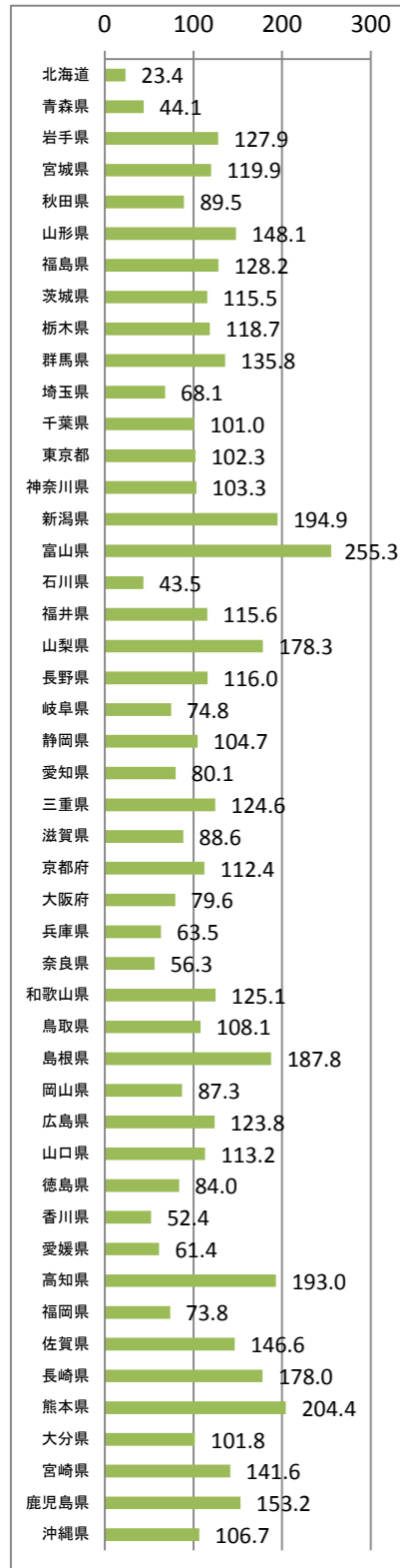
東京都シェア
全国計 11.10%
267,576
(百万円)

東京都シェア
全国計 9.85%
83,425
(百万円)

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)⑥

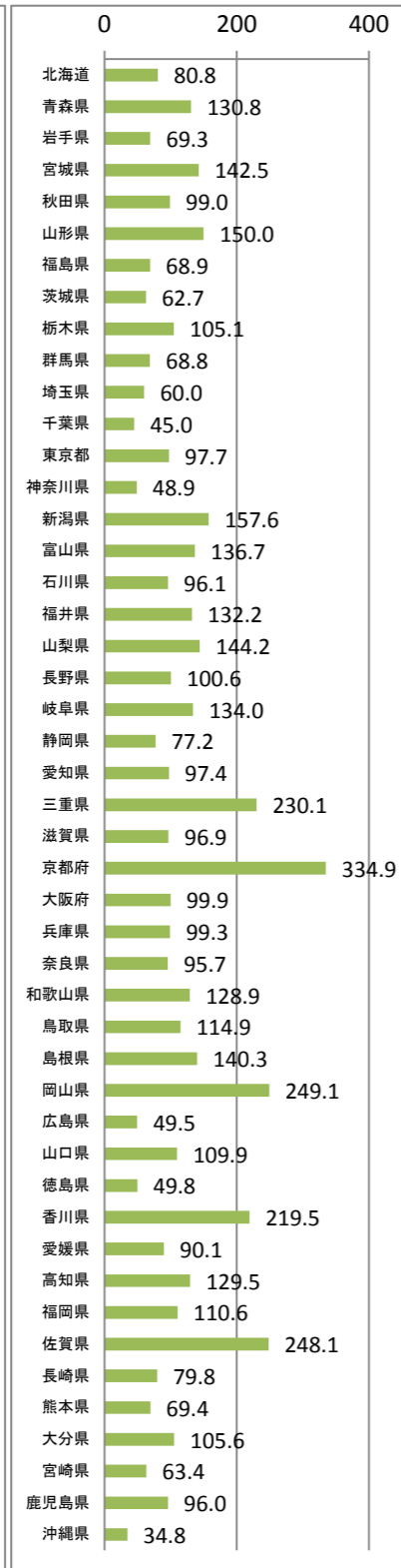
(全国=100)

60131 畳小売



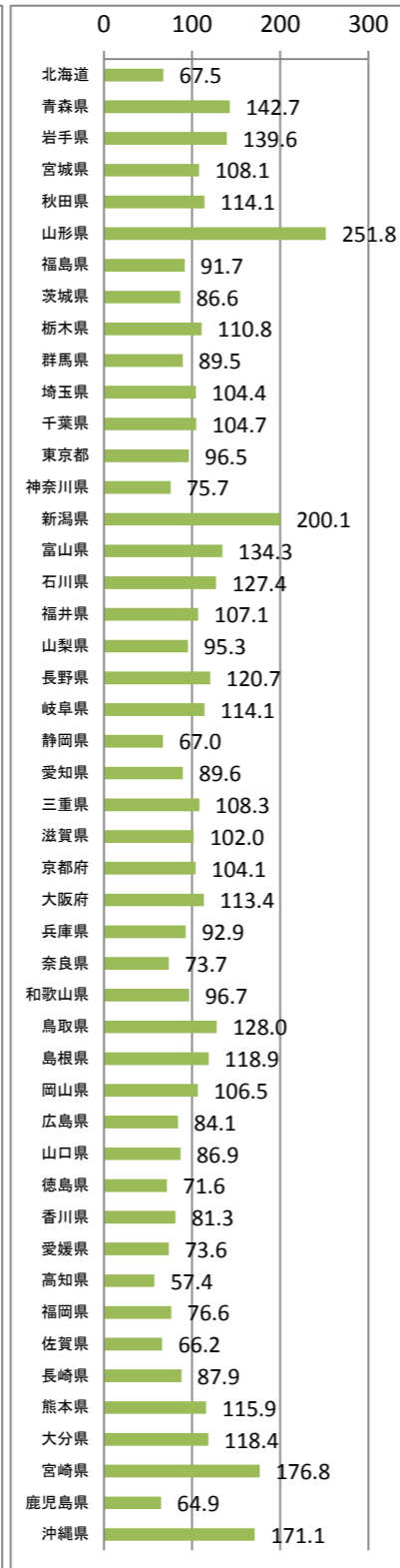
東京都シェア 10.88%
全国計 41,226 (百万円)

60141 宗教用具小売



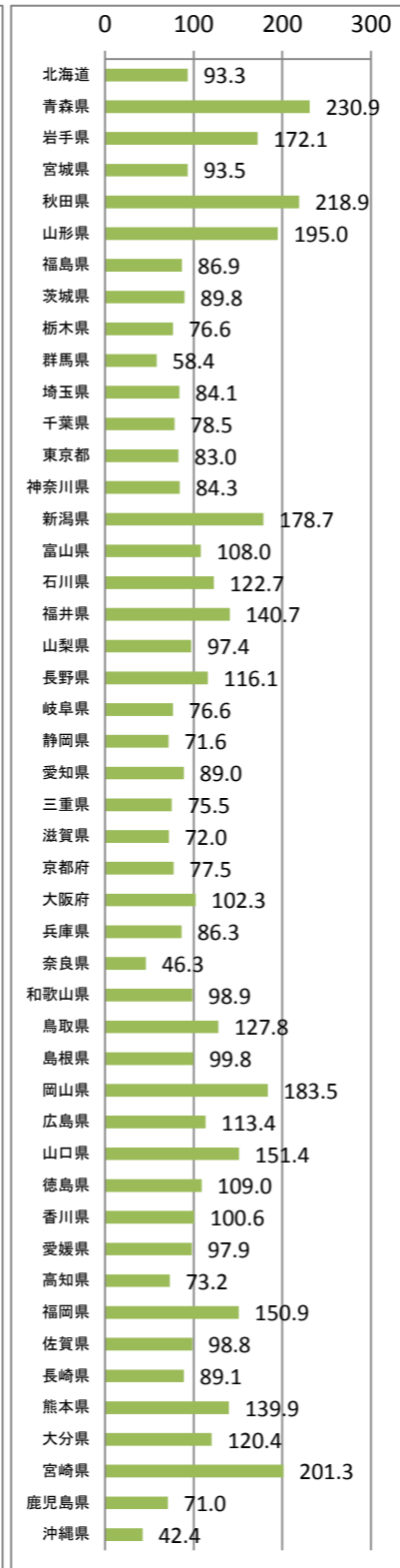
東京都シェア 10.39%
全国計 166,619 (百万円)

60211 金物小売



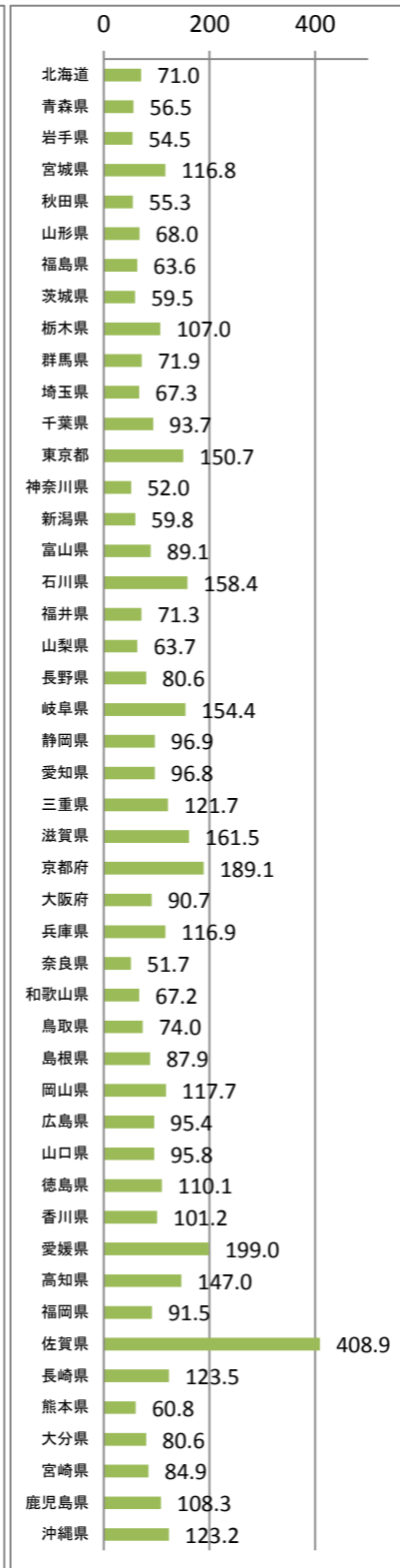
東京都シェア 10.27%
全国計 506,082 (百万円)

60221 荒物小売



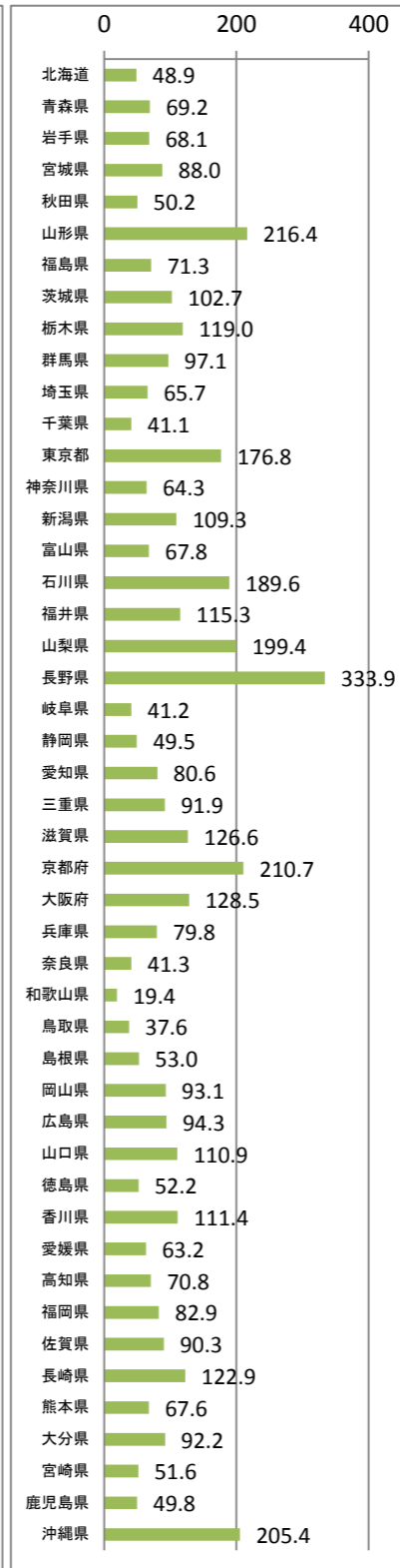
東京都シェア 8.83%
全国計 599,390 (百万円)

60231 陶磁器・ガラス器小売



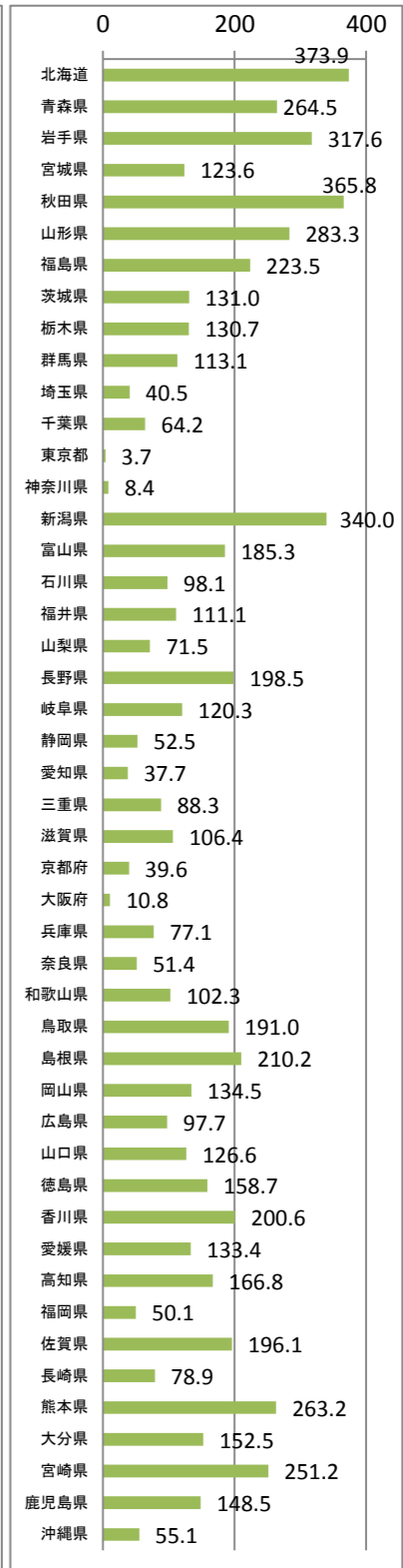
東京都シェア 16.02%
全国計 134,779 (百万円)

60291 他のじゅう器小売



東京都シェア 18.80%
全国計 91,249 (百万円)

60411 農業用機械器具小売



東京都シェア 0.39%
全国計 881,510 (百万円)

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)⑦

(全国=100)

60611 書籍・雑誌(古本を除く)小売

60621 古本小売

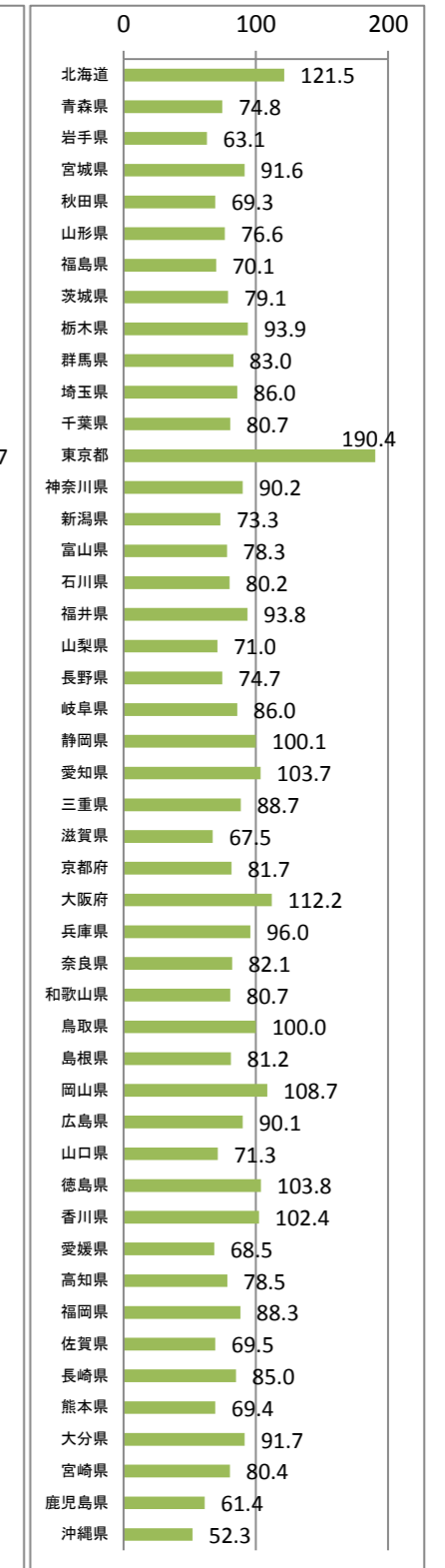
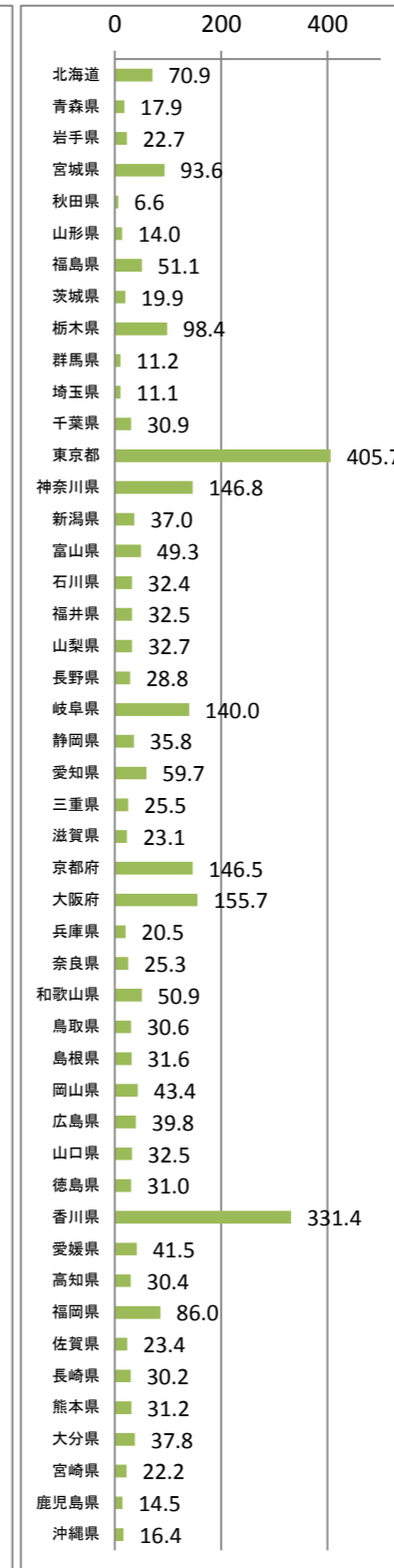
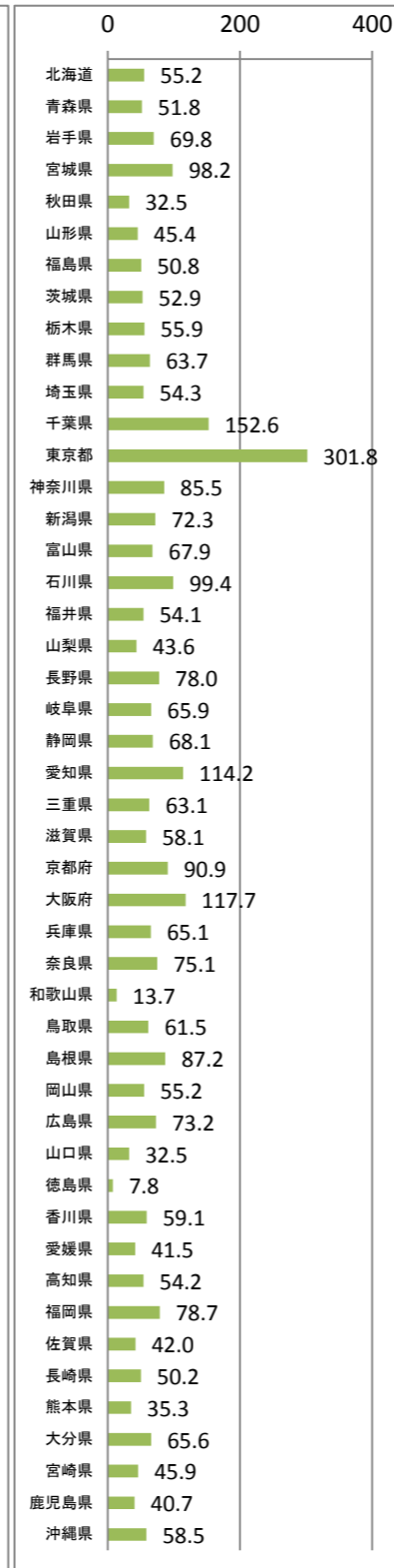
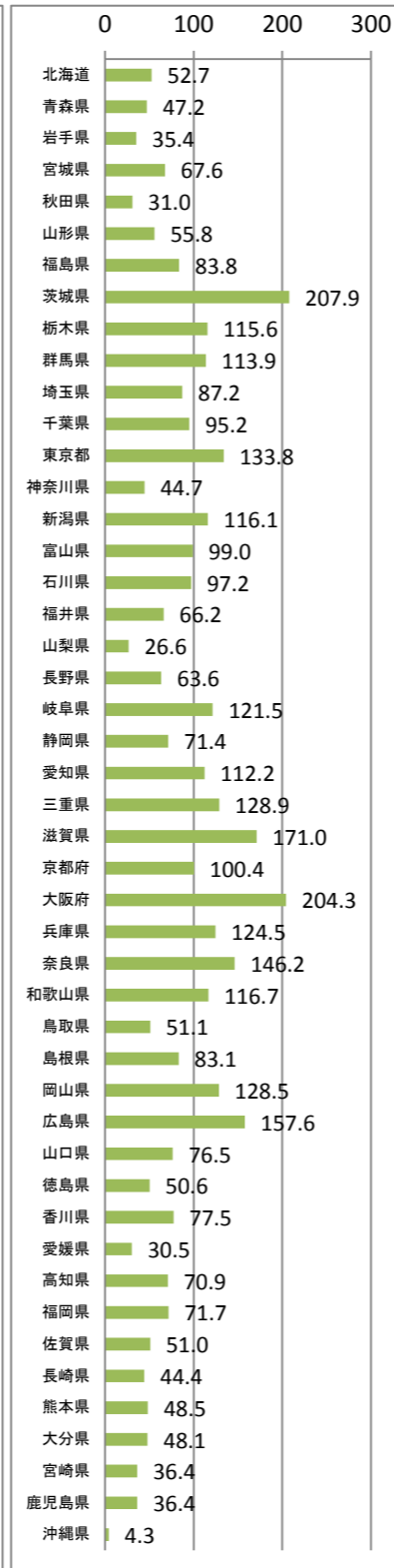
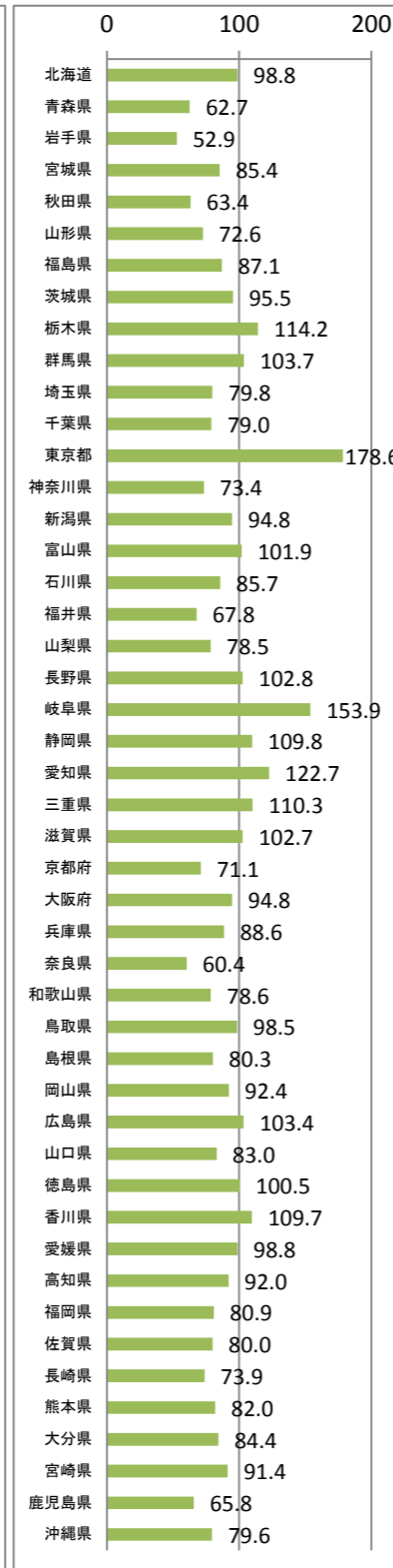
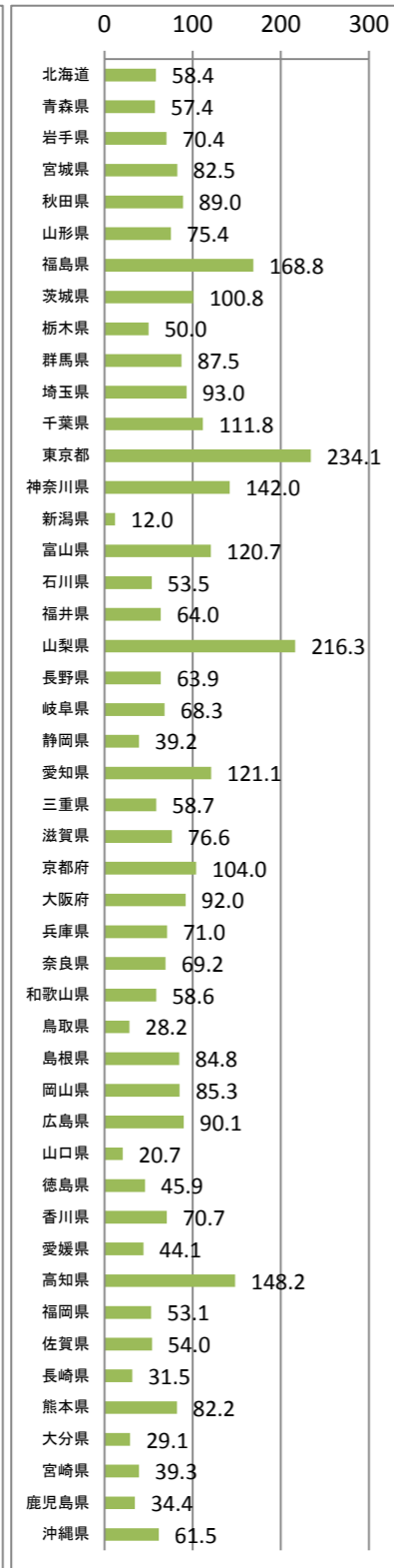
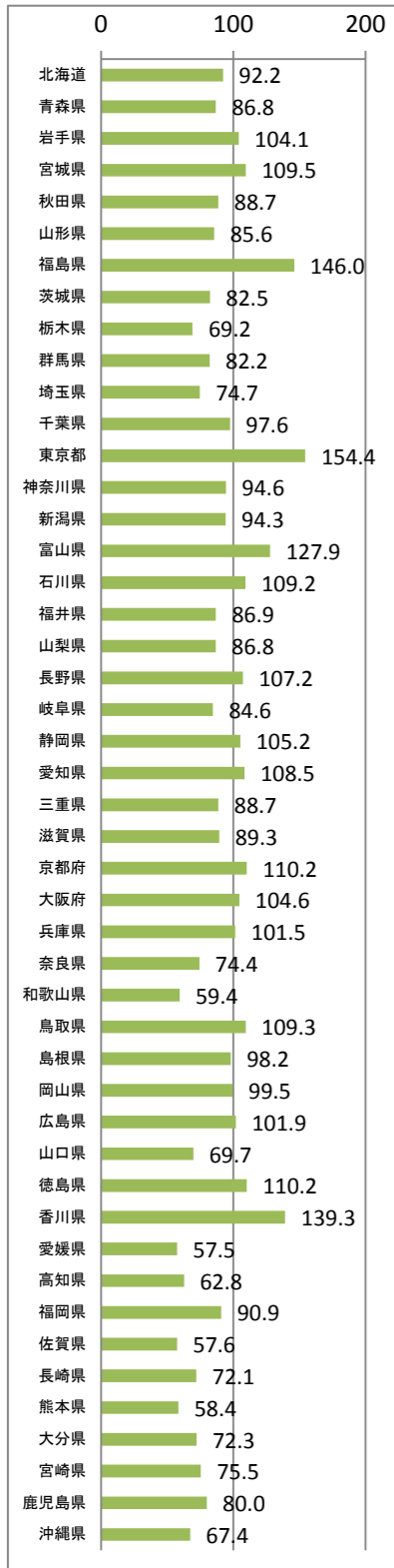
60711 スポーツ用品小売

60722 ゲーム機関連(中古品を除く)小売

60731 楽器小売

60811 写真機・写真材料小売

60821 時計・眼鏡・光学機械小売



東京都シェア 16.42%
全国計 1,387,577 (百万円)

東京都シェア 24.89%
全国計 96,705 (百万円)

東京都シェア 18.99%
全国計 1,453,207 (百万円)

東京都シェア 14.23%
全国計 166,542 (百万円)

東京都シェア 32.10%
全国計 275,237 (百万円)

東京都シェア 43.14%
全国計 146,906 (百万円)

東京都シェア 20.24%
全国計 950,504 (百万円)

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)⑧

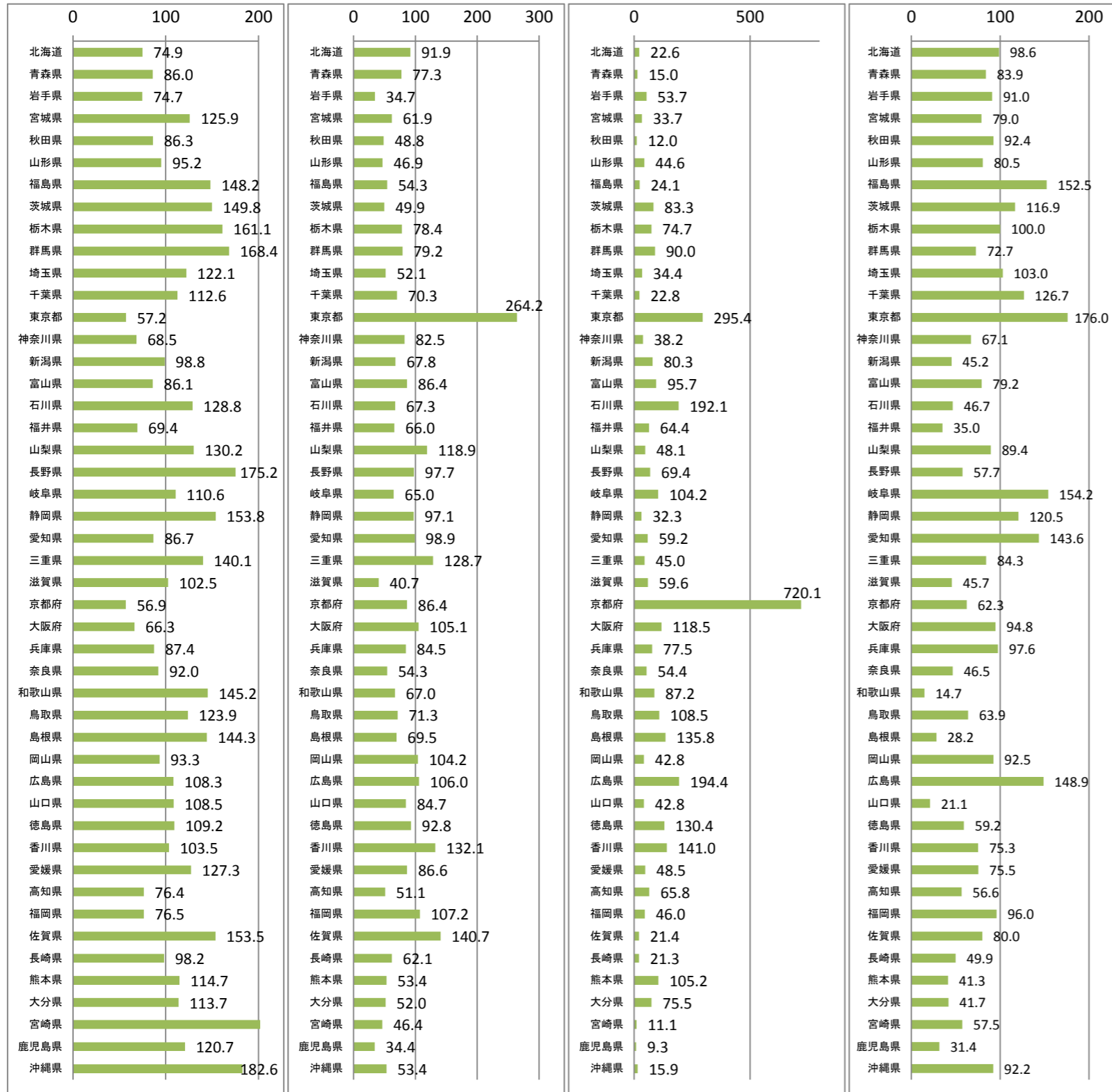
(全国=100)

60941 建築材料小売

60951 ジュエリー製品小売

60971 骨とう品小売

60981 中古品小売
(骨とう品を除く)



東京都シェア
全国計 6.08%
703,164
(百万円)

東京都シェア
全国計 28.09%
572,193
(百万円)

東京都シェア
全国計 31.41%
50,678
(百万円)

東京都シェア
全国計 18.71%
273,134
(百万円)

他県が除外すべきと主張している品目の「小売年間販売額」(人口一人当たり指数)⑨

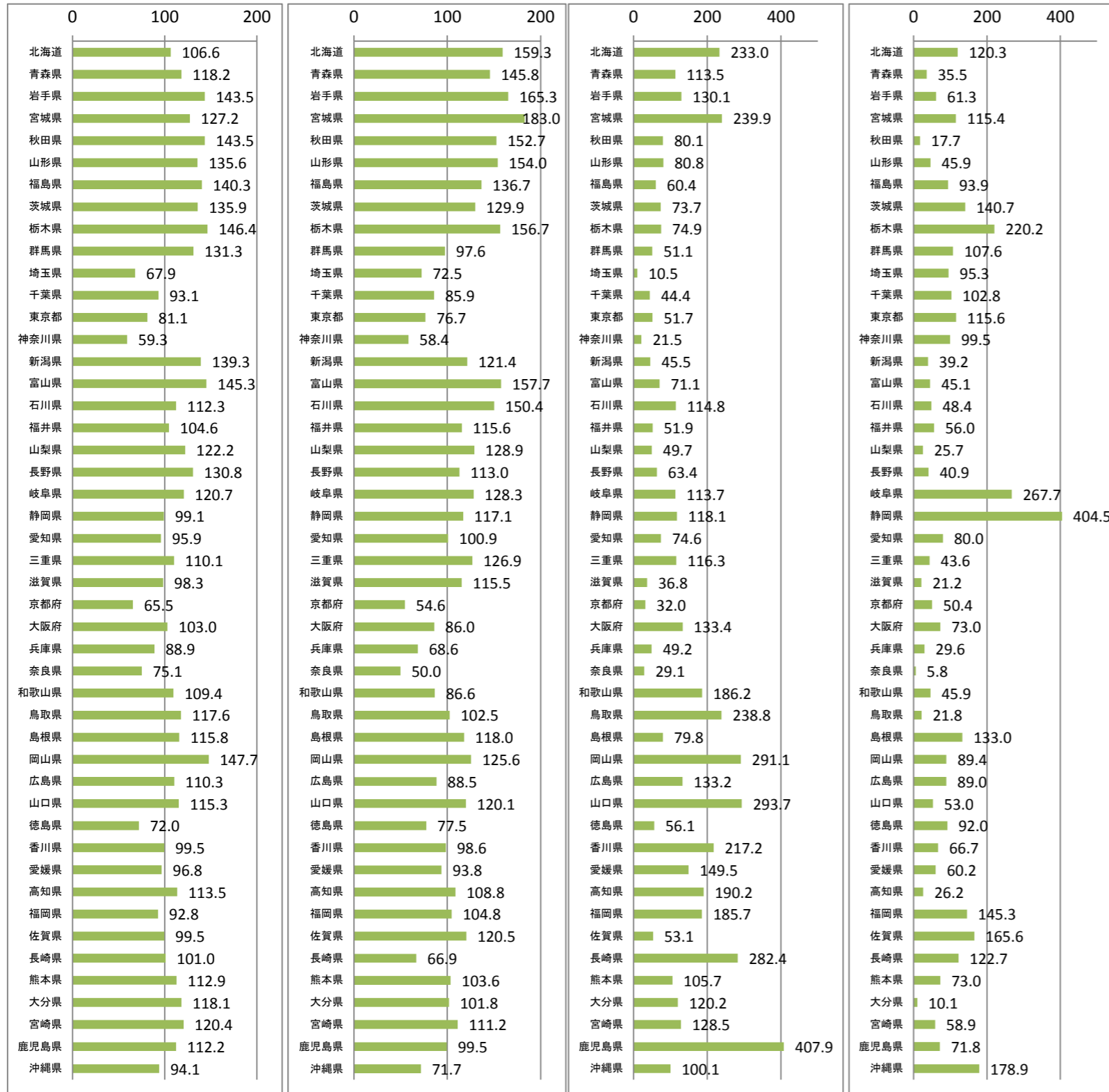
(全国=100)

60511 揮発油小売

60512 軽油小売

60513 重油小売

60514 ブタンガス小売



東京都シェア
全国計 8.63%
6,845,667
(百万円)

東京都シェア
全国計 8.15%
2,162,162
(百万円)

東京都シェア
全国計 5.50%
552,058
(百万円)

東京都シェア
全国計 12.29%
145,707
(百万円)